

令和5年第3回定例会

神津島村議会会議録

令和5年9月6日 開会

令和5年9月28日 閉会

神津島村議会

令和5年第3回神津島村議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
第 1 号 (9月6日)	
議事日程	3
出席議員	3
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
事務局職員出席者	4
開会及び開議の宣告	5
会議録署名議員の指名について	5
会期の決定について	5
諸般の報告	6
一般質問	1 5
中 村 親 夫 君	1 5
清 水 勉 君	2 2
同意第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 9
議案第33号の上程、説明、質疑、採決	3 1
議案第34号の上程、説明、質疑、採決	3 5
議案第35号の上程、説明、質疑、採決	4 5
議案第36号の上程、説明、質疑、採決	4 6
議案第37号の上程、説明、質疑、採決	5 1
議案第38号の上程、説明、質疑、採決	5 2
議案第39号の上程、説明、質疑、採決	5 3
答弁保留の答弁	5 3
延会の宣告	5 3

第 2 号 (9月7日)

議事日程	5 5
出席議員	5 5
欠席議員	5 5
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	5 5
事務局職員出席者	5 6
開議の宣告	5 7
保健医療課長発言	5 7
認定第 1 号の上程、質疑、採決	5 8
産業観光課長発言	6 5
認定第 2 号～認定第 6 号の上程、質疑、採決	6 6
地方公共団体の財政の健全化に関する法律に伴う報告	6 8
散会の宣告	7 0

第 3 号 (9月28日)

議事日程	7 3
出席議員	7 3
欠席議員	7 3
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	7 3
事務局職員出席者	7 3
開議の宣告	7 4
日程の追加について	7 4
議案第 4 0 号の上程、説明、質疑、採決	7 4
議案第 4 1 号の上程、説明、質疑、採決	7 6
行政報告に対する質疑	8 0
村長挨拶	8 4
閉議及び閉会の宣告	8 5
署名議員	8 7
議案等審議結果一覧	8 9

令和 5 年神津島村議会第 3 回定例会を、次のように招集する旨の告示をしたので通知します。

令和 5 年 9 月 1 日

神津島村長 前 田 弘

記

1 日 時 令和 5 年 9 月 6 日 午前 9 時 3 0 分

2 場 所 神津島村役場 2 階会議室

3 議 件

- 1 同意第 5 号 神津島村教育委員会委員の任命について
- 2 議案第 3 3 号 神津島村道路法面改修工事（村道 1 4 号線）請負契約
- 3 議案第 3 4 号 令和 5 年度東京都神津島村一般会計補正予算（第 3 号）
- 4 議案第 3 5 号 令和 5 年度東京都神津島村簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）
- 5 議案第 3 6 号 令和 5 年度東京都神津島村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 6 議案第 3 7 号 令和 5 年度東京都神津島村農業集落排水特別会計補正予算（第 1 号）
- 7 議案第 3 8 号 令和 5 年度東京都神津島村介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 8 議案第 3 9 号 令和 5 年度東京都神津島村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 9 認定第 1 号 令和 4 年度東京都神津島村一般会計歳入歳出決算の認定
- 1 0 認定第 2 号 令和 4 年度東京都神津島村簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定
- 1 1 認定第 3 号 令和 4 年度東京都神津島村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
- 1 2 認定第 4 号 令和 4 年度東京都神津島村農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定
- 1 3 認定第 5 号 令和 4 年度東京都神津島村介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 1 4 認定第 6 号 令和 4 年度東京都神津島村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定

○応招・不応招議員

応招議員（8名）

1番 小林正吾郎君

3番 清水勉君

5番 関真樹君

7番 鈴木国忠君

2番 清水勝彦君

4番 鈴木佑典君

6番 中村親夫君

8番 石田隆美智君

不応招議員（なし）

令和 5 年 9 月 6 日

(第 1 号)

令和5年第3回神津島村議会定例会会議録

議 事 日 程 (第1号)

令和5年9月6日(水曜日)午前9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 諸報告 諸般の報告
- 第 4 一般質問
- 第 5 同意第 5号 神津島村教育委員会委員の任命について
- 第 6 議案第33号 神津島村道路法面改修工事(村道14号線)請負契約
- 第 7 議案第34号 令和5年度東京都神津島村一般会計補正予算(第3号)
- 第 8 議案第35号 令和5年度東京都神津島村簡易水道特別会計補正予算(第1号)
- 第 9 議案第36号 令和5年度東京都神津島村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 第10 議案第37号 令和5年度東京都神津島村農業集落排水特別会計補正予算(第1号)
- 第11 議案第38号 令和5年度東京都神津島村介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 第12 議案第39号 令和5年度東京都神津島村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 第13 認定第 1号 令和4年度東京都神津島村一般会計歳入歳出決算の認定
- 第14 認定第 2号 令和4年度東京都神津島村簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定
- 第15 認定第 3号 令和4年度東京都神津島村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
- 第16 認定第 4号 令和4年度東京都神津島村農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定
- 第17 認定第 5号 令和4年度東京都神津島村介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 第18 認定第 6号 令和4年度東京都神津島村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定
- 第19 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に伴う報告

出席議員(8名)

1番 小林 正吾郎 君

2番 清水 勝彦 君

3番 清水 勉 君
5番 関 真 樹 君
7番 鈴木 国 忠 君

4番 鈴木 佑 典 君
6番 中 村 親 夫 君
8番 石 田 隆美智 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	前 田 弘 君	教 育 長	清 水 一 正 君
総 務 課 長 (情報通信課長兼務)	鈴 木 敦 君	企画財政課長	高 橋 寛 規 君
福 祉 課 長	小 川 徳 証 君	保健医療課長	鈴 木 龍 也 君
建 設 課 長	浜 川 浩 一 君	産業観光課長	渡 辺 匡 哉 君
教 育 課 長	氏 井 重 和 君	保 育 園 長	藤 井 小百合 君
企 画 財 政 課 長 課 長 補 佐	清 水 国 光 君	環 境 衛 生 課 長 課 長 補 佐	清 水 太 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 土 谷 文 康 君

傍聴人（1名）

新 井 正 浩 君

◎開会及び開議の宣告

○議長（石田隆美智君） おはようございます。

ただいまから令和5年第3回定例会を開会いたします。

会議に入る前にお知らせいたします。

本日、環境衛生課長補佐、清水君が会議に出席しております。また、副村長、桜井君、空港消防所長、清水君より欠席の連絡を受けております。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

(午前 9時30分)

◎会議録署名議員の指名について

○議長（石田隆美智君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期会議録署名議員は、7番、鈴木国忠君、1番、小林正吾郎君を指名します。よろしくお願ひします。

◎会期の決定について

○議長（石田隆美智君） 続きまして、日程第2、会期の決定について議題とします。

本定例会の会期については、過日、議会運営委員会を開催し協議いただいております。ここで議会運営委員会報告を鈴木委員長に求めます。

委員長、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） 議会運営委員会からの報告をいたします。

去る9月1日金曜日午前9時30分より、委員会を招集し、清水 勉委員は諸事情により欠席でしたが、ほか4名の委員出席の下、議長と事務局の同席を得て委員会を開会しました。

本定例会には、人事案件1件、契約案件1件、令和5年度補正予算案6件、令和4年度決算認定6件を含む14案件が上程されております。また、一般質問は2名の提出者があり、受理されております。

以上を審議し、今会期日程については、本日から9月30日までの25日間とし、会期中の日程については、お手元に配付いたしました議事日程のとおりです。

議員各位におかれましては、この会期日程にご賛同いただき、円滑な議会運営ができますようお願い申し上げます、報告とさせていただきます。

○議長（石田隆美智君） ご苦労さまでした。

ここでお諮りします。

会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から9月30日までの25日間にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から9月30日までの25日間に決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（石田隆美智君） 続きまして、日程第3、諸報告を行います。

1として、令和5年第2回臨時会会議録署名報告を2番、清水勝彦君に求めます。

2番、清水君。

○2番（清水勝彦君） 令和5年第2回臨時会会議録署名報告をいたします。

6月12日午後2時半より、石田議長、小林副議長と私とで、議員控室にて会議録21ページに閲覧し、慎重に精査した結果、誤字1か所の訂正を行い、ほかは正確と認め署名いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（石田隆美智君） 続きまして、2として、令和5年第2回定例会会議録署名報告を3番、清水君に求めます。

3番、清水君。

○3番（清水 勉君） 令和5年第2回定例会会議録署名報告をいたします。

7月12日午前9時30分より、石田議長、鈴木佑典議員と私とで、議員控室にて会議録55ページを閲覧し、慎重に精査した結果、誤字1か所の訂正を行い、あとは正確と認め署名いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（石田隆美智君） ご苦労さまでした。

続きまして、3として議長報告を行います。

議長報告は、6月定例会以降を報告いたします。

6月22日から27日まで、小笠原諸島日本返還55周年記念式典に、村長と共に出席しております。

28日から29日、漁協と行政との要望活動を28日に東京都、29日に国のほうに要望しております。

30日に、令和5年度団体長懇話会、令和5年度夏季観光受入対策会議は、30日の午前便の飛行機便が欠航したため、これは欠席しております。

7月に入りまして7月3日、海上安全祈願祭に出席しております。

5日、6日で、奥多摩町町議会一行が神津島行政視察に来る予定でしたが、コロナの関係でこれは中止になっております。

12日、令和5年第2回定例会会議録署名を行っております。

13日、全国離島振興市町村議会議長会の懇親会に出席しております。この全国離島振興市町村議会議長会の懇親会は次の日に会議があるんですが、ほかの都道府県はほとんど代表の県とかが出てきていて、東京都に関してだけ各島が出てきているような状況でした。

14日に、令和5年度全国離島振興市町村議会議長会、第1回の総会が行われております。

19日、東京都町村会・東京都町村議会議長会の合同会議が行われております。その次に、東京都町村会・東京都町村議会議長会の結団式が行われております。

21日に、議会だより編集委員会が行われております。

29日、愛らんどリーグ2023フットサル大会が30日まで行われて、島々の発表会もありました。神津のチームは残念ながら第3位という結果に終わってございました。来年に期待したいと思います。

8月1日に、物忌奈命神社の例大祭に出席しております。

8日、令和5年第3回臨時会が開催されております。

9月1日、令和5年第3回定例会議会議会運営委員会が開催されております。

上記のとおり報告いたします。

これで議長報告を終わります。

続きまして、4として行政報告を村長に求めます。

村長、前田君。

○村長（前田 弘君） それでは、お手元の村長報告によりまして、主な部分について説明、報告させていただきます。

6月1日以降の報告となります。

6月6日、神新汽船株式会社村山代表一行来庁。村山さん一行3名が来庁されまして、令和4年度の前年度決算の報告をしてもらっております。今回、村山代表が今期で退任すると

いうことをございまして、次の代表としては奥田さんという方が着任するということをございます。

8日、無電柱化推進協議会。この協議会は、佐久市の柳田佐久市長が会長を務めているということで、神津島も無電柱化の計画がありまして、そのようなことから、この会長のほうから直接、神津島もこの会に入会しないかということでお誘いがありました。また、この会の顧問は小池都知事もなっているということから、入会させていただいたところをございます。

9日、東京諸島海域における洋上風力発電（グリーン水素製造）に係る説明会ということをございますが、これは以前の3月29日の際には、議員の皆様は私のほうから、こういう内容をございますという説明をいたしたわけですが、今回、9日には議員の皆様、そして漁業者理事の方々に来てもらいまして、業者のほうから直接、現地で説明会を開いてもらったということをございます。

次に、12日、村議会第2回定例会。

19、20日、東京都島しょ振興公社事務局長一行が来島されております。下河辺事務局長、笹川課長が来島されておまして、島内視察をしております。

また、20日には、東京都建設局道路建設部、西園寺道路橋梁課長が来島されております。着任後の挨拶ということで来島されて、都所管の事業予定地を視察しております。

22日から27日をございますが、小笠原返還55周年記念式典、行政視察を行っております。各島嶼町村長並びに各島嶼町村の議会議長、それと一部事務組合と三宅都議、大勢の方が参加しております。神津島からは私と石田議長とで出席しております。

28、29日ですが、漁港・港湾事業要望活動をございます。これには、議会のほうから石田議長、小林副議長、漁協のほうから浜川組合長、そして浜川船主組合長、建設課長、私ということで6名で行ってまいりました。神津島港と三浦漁港整備に係る要望活動を、東京都並びに国土交通省、関東地方整備局関係部署に要望活動を実施してまいりました。

次に、7月11日をございます。サステナブル・アイランド創造事業キックオフ。これは庁内会議をございまして、これを委託契約を受けているNTTのほうから、この事業がどういものかというものを、庁内会議の中で説明をしてもらったところです。島嶼町村の持続可能推進事業ということで、神津島も東京都のほうに計画書を出したわけですが、7月4日付で採択されたことに伴いまして、事業の概略を役場の全課長、事業推進担当者、観光協会、関係者に集まってもらいまして、キックオフ、説明会を開いております。

13日が東京都島しょ振興公社立入検査ということでございまして、これはコロナの関係で6年ぶりに行われるということでございまして、私が6月28日から、この振興公社の理事長に選任されております。この関係で立ち会っております。

次に、18日でございます。東京都島嶼町村長会議。これは、島民の生活や産業を支える島嶼港湾の整備促進についての決議案、これは採択されておりますが、このほかに全国市町村水産業振興対策協議会理事の選出ということでございます。これは、東京都からは前期に引き続き、私がこの水産業振興協議会の理事ということで選出されております。

19日は、伊豆諸島・小笠原諸島地域力創造対策協議会。令和4年度の事業実績や収支予算の決定のほか、令和5年度の先進地視察実施、また愛らんどリーグ2023の開催等について協議しております。また、この本協議会、伊豆諸島・小笠原諸島地域力創造対策協議会というこの協議会なんです、これが島しょ振興公社の理事長がこの協議会の会長になるということでございまして、私が前青沼村長から引き継いで、この協議会の会長ということになっております。

次に、同じく19日に、東京都簡易水道協会通常総会。これは令和4年度の事業実績や決算、令和5年度計画等の説明のほか、令和6年度予算についても審議が行われたわけですが、この令和6年度予算の中で、この水道協会そのものが大体年間300万円ぐらいの予算の支出規模なんです。これに対して2千万円の繰越金が出ていると。幾ら何でもこれは予算規模に対して多いんじゃないかということで、次回、令和6年度からの東京都の簡易水道に入会している町村の負担金を減らしてもいいのではないかとということで話が上がりまして、全会一致で、令和6年度からは、この負担金のほうを減らすということで一致しております。

同じく19日ですが、東京都町村長会議、そして東京都町村会並び東京都町村議会議長会合同会議が開催されております。この中では、東京都後期高齢者医療広域連合からの報告や、令和5年度の東京都国民健康保険運営方針、また、多摩東京移管130周年記念のイベント等の全部で13件ほどの報告・連絡のほか、議案といたしましては、令和6年度東京都予算編成に対する要望案ということで、全会一致で可決しております。

24日でございます。東海汽船さるびあ丸の運航に係る協議ということでございまして、これは各島に通知がないうちに、さるびあ丸の故障に伴って大島までしか就航しませんというようなことが発表されて、えっというようなことで、各島に何の連絡もないままにこういうことがされたものですから、各方面からどういふことなんだといういふような問合せがありまして、新島の村長が今、島嶼町村長会長になっているものですから、早速会長である新島村長、

そして利島村長、私、直接影響のあるこの3名で、会館に東海汽船の社長、事業本部長、管理本部長、船舶部長と来ていただきまして、説明を受けたところでございます。

この中では、各島に事前の説明もなく、さるびあ丸が大島止まり、このような正式な発表をされて戸惑ったところだと。このようなことがある場合には、今後は必ず事前に報告してもらいたいということで申出をいたしました。

なお、この時点では、運航計画等を出してもらいました。島からの海産物の運搬などについて確認したところございまして、貨物の増便とか、あと大島からのジェットの臨時便、このようなことで対応していきたいと、このような説明でございました。

次に、関東地区港湾整備振興協議会、関東地区港湾所在市町村意見交換会。これは、地方選挙に伴う首長が交代したことによりまして、理事の選任がされたところでございます。意見交換会のほうでは、神津島の神津島港内、これは前浜のほうですね。この泊地内の静穏度確保ということで、早急に西防波堤・北防波堤を早期の整備について、東京都並びに国土交通省、関東地方整備局に要望しております。

29日、30日は愛らんどリーグ2023及び島じまん発表会が行われております。29日は豊洲のフットサルパークというところで行われました。また、2日目の30日は調布の味の素スタジアムで行われました。最終的に大島と三宅が決勝戦となりまして、三宅が1位、大島が2位。残念ながら神津島は優勝候補というふうに言われたんですけども、3位という結果でした。ちなみに、戦績といたしましては、神津島は5勝1敗ということでございます。

次に、8月3日でございます。東京都離島港湾部佐藤離島港湾部長一行来島。佐藤部長、柳井計画課長、大島支庁堀江港湾課長ほか来島されまして、港湾の視察をして日帰りとなっております。

8日は、村議会第3回臨時議会でございます。

17、18日、奥多摩町洋上セミナー。奥多摩町から子供たち31名、また大人の方たち、サポーター含めると39名が神津島に来て、2日目には、神津島の子供たちとの交流を深めております。

19、20日、これは第2回ホワイトサンドビーチバレーボール大会ということでございまして、前浜で開催されております。この大会は、神津島でのビーチバレー、ソフトバレーの普及に尽力された、これは故人でございますが、元ビーチバレーボールオリンピック出場チームの監督、岩本 洋氏との関係から現在に至っているものでございます。元オリンピックなど国際大会に選手として出場された旧姓高橋さん、相楽さん、田中さんのほかに、岩本先生

の奥様も来島され、終日観戦しておりました。なお、都内から3チーム、神津島からは11チーム、計14チームで熱戦を繰り広げました。

22日、東京都総務局行政部多摩・島しょ振興担当部長一行が来島されております。高田部長、事業調整担当齋藤課長、ほか来島。神津島サステナブル事業に係る現地視察を行っております。

23日、東京都港湾局松川港湾局長一行来島。松川港湾局長、島しょ港湾防災対策専門加賀美課長、大島支庁堀江港湾課長ほか5名。港湾空港施設の視察、これは日帰りで行っております。

同じく23日ですが、東京都産業労働局島しょ農林水産センター中野所長一行が来島されております。神津島の漁業視察ということで、中野所長、高瀬大島事業所所長ほか来島されております。大島の栽培漁業センターの建て替えと、新規に海藻の種苗、これ今、高水温ということで海藻がないと。それと貝類の種苗を作っておるわけですが、餌がないので放流しても育たないと。このようなことから、以前から海藻、そして魚類、アカハタですが、これらの種苗の生産に取り組んでもらいたいというような要望をしていた中で、これと絡めて、大島の水産センターを建て替えて、その中で今後やっていくというような報告を受けております。

次に、サステナブル事業説明会。これは住民の皆様に対する事業内容の説明会ということでございまして、実施しております。

29日は、愛らんどシャトル30周年記念式典。八丈島おじゃれセンター、これは八丈島の庁舎に併設されている施設でございまして、ここで開催されております。日帰りで開催しております。

また、ここには記載されておりませんが、30日、東海汽船の本社を訪問しております。これは夏のリベンジきっぷということで、大島だけを対象に半額以下で1か月間、9月中の1か月間を大島だけを対象としてキャンペーンをとということで報告がされて、ということで小林副議長のほうから情報提供がありまして、えーっということで驚いたんですが、一番大島は本船も行っていきますし、この夏中の台風の際もほとんど欠航がなかったわけです。神津島のほうはジェットフォイルが最高8日間ですか、当然本船も来ていませんので、8日間欠航ということになっておりまして、これは利島から新島も同じ状況でございまして、一番被害を被っているのが利島から神津島までの間だということで、それはおかしいということで、東海汽船の本社のほう、羽根旅客部長を訪ねていきました。

この際に、さるびあ丸が今後ドック入りをする予定となっております。10月9日から10月27日まで。こうなった場合に、当然もうこちらのほうに来るのは、神津島は同じくジェットフォイルだけということになりますので、そうした場合に、また前回の台風の8月初旬からお盆までの間のジェットフォイルの8日間欠航、このようなことになった場合に、島としては大変困るということで、何とかこの橘丸ですか、そのような状況、長期欠航になるような場合だったら、橘丸を臨時就航させてもらいたいと、このようなお願いをしてきて、そのような方向も検討しますということで回答を得ております。

また、リベンジきっぷにつきましては、当然、神津島だけではなく、ほかのところからもやはりいろいろな苦情といたしますか、が来ていると、このようなことです。早急に対応しますということで、このドック入り、さるびあ丸がドック入り終わった後に、利島から神津島間にかけては1か月間ということではなく、期間を長くして船賃を安くするというようなことでキャンペーンしていきたいと、このような報告を受けました。早速その後に、東海汽船のホームページで、そのようなことを実施するということが掲載されていたという報告を受けております。

次に、31日、これは千代田区役所を訪問しております。前から樋口区長とは交流をしておるわけですが、また前回の議長のほうとも、桜井議長ですか、一応神津島との交流をさらに深めていこうということでお願いしますというお話をしてあったんですが、今回は4月で議長が変わったものですから、この区長のほうにお願いして、議長に会わせてもらいたいということで面談ができたということでございまして、秋谷議長のほうにも、神津島の村議会の議員の方々を連れて訪問したいのでよろしくお願ひしますと、このようにお願いしてきたところでございます。日程が合って、その際には、また改めて皆さんのほうにお願いするようになろうかと思ひます。

次に、9月1日、これは神津島エコツーリズム認定書の授与をしまりました。これは、以前から神津島エコツーリズムに取り組もうということで、この計画を提出していたわけですが、正式に認定されたということでございまして、私と産業観光課長、担当職員、そして日本エコツーリズム協会の職員の方と4名で環境省を訪問いたしまして、山田環境副大臣から直接認定書を授与したところでございます。

以上のとおり報告いたします。

○議長（石田隆美智君） 行政報告が終わりました。

行政報告について質問のある方は、本定例会日程終了後、時間を取りますので、そのとき

に質問してください。

続きまして、5として教育行政報告を教育長に求めます。

教育長、清水君。

○教育長（清水一正君） それでは、令和5年6月1日以後の主なものについてご報告させていただきます。

6月5日、6日、小・中学校俳句教室。講師をお招きし授業をしていただき、児童・生徒の作品は今後、清瀬市の石田波郷俳句大会に出展されます。この大会は、全国から数千点の作品が出展されるそうです。島の子は感性が豊かであるとお褒めいただき、毎回数名の児童・生徒が受賞しております。

10日、神津小まつり。コロナも終息してきたことにより、久しぶりに多くの方、約400名の方にご来校いただきました。

19日、小・中学校管理職個別ヒアリング。小・中学校の校長、副校長の4名から、学校運営や目標等について、個別ヒアリングを実施いたしました。

27日、奥多摩町教育委員会来島。8月に行われる奥多摩洋上セミナーの下見に関係者が来島されました。

30日、学校給食運営委員会。小・中学校のPTA役員さんも含めた委員の方に給食を試食していただき、また、今年度から開始された給食費無償化などの報告をさせていただきました。

7月1日、小学校ジャグリングパフォーマンスショー。これは、笑顔と学びの体験活動プロジェクトという東京都の事業で、児童・生徒の協調性やコミュニケーション、他者理解など豊かな心を育む体験授業となっております。子供たちが楽しみにしている授業の一つです。

中学校親子ふれあい体験教室。これまでは天草取りを行っておりましたが、磯焼けなどにより天草も少なくなってしまったことから、それに代わる授業として海岸清掃及び製鉄メーカーや漁協組合長にも協力いただき、鉄鋼スラグ等の栄養成分の入った袋を小浜の海岸に設置、環境問題について考えるとよい内容の取組となりました。

3日、小学校教科書選定委員会。これは約4年に一度改訂されるもので、来年度、内容が変更される予定の小学校の教科書について、どの教科はどの出版社の教科書が最適なのかを、選定委員会で点数をつけて選定いたしました。

4日から7日、小学校学校閉鎖。新型コロナウイルス感染や風邪症状などにより、多くの児童が体調不良となったため、4日間、学校閉鎖といたしました。

7日、中学校サーフィン教室、高校Marine Day。サーフィン教室は、地域人材や地域資源を最大限に活用し、学校2020レガシーとして、地域の発展に寄与する人材の育成を図ることなどを目的に、中学校全学年、前浜海岸で実施されました。

高校Marine Dayは、赤崎海岸でのダイビング、シュノーケリング体験及び海岸清掃が行われ、漂着ごみにより環境問題についても勉強されたそうです。

12日、教育庁大島出張所管理担当来庁。これは、以前から事業が先延ばしとなっているハウサキ教職員住宅、場所はスーパーマルハン付近の建設予定地となりますが、残念ながら今年度も入札不調、落札に至らなかったという報告を受けました。また、老朽化した防風地区、学校プール付近の教員住宅の除却計画に伴い、現場確認が行われました。

15日、中学校バレーボール部島しょ大会。これは都内で開催される大会で、島しょ地区では3位となり、都大会へ出場されました。初戦で優勝校と当たり、奮戦されたとのこと。

21日、学校夏季休業日開始。8月末までの42日間の夏休み開始となりました。

裏面をお願いいたします。

22日、神津高校・しらすな寮合同見学会。来年度の離島留学希望の都内の中学3年生22名と保護者の方が来島され、神津高校としらすな寮を見学、また、個別相談等を行いました。

25日、大島支庁管内教科用図書採択協議会、これは大島町で行っております。こちらは、本村では7月3日に実施されました小学校教科書選定委員会の結果となりますが、これを各島での結果を集計いたしまして、大島支庁管内での採択協議会に諮り、大島支庁管内で統一決定するものであります。

27日、都立大島高等学校教諭来庁。今後、大島町にて予定されている島外生徒受入れ事業について、大島高校教諭2名が来島され、神津高校としらすな寮を見学されました。

28日、島しょ地区公立小・中学校教員公募説明会。練馬区大泉の小学校を会場にして、来年度の島嶼部の小・中学校への移動を希望される先生方へ、神津小学校と中学校の校長と共に、島や学校の説明を行いました。

30日、ブルーカレンツサマーコンサート。ご招待いただき、まっちゃんれセンターにて実施のすばらしいコンサートを鑑賞させていただきました。多くの観光客も訪れており、夏のイベントが新たに増えて喜ばしく感じました。

8月2日、島しょ地区公立小・中学校教員公募説明会。7月28日に引き続き、第2回目の公募説明会となります。今回のほうが規模は大きく、国立オリンピック青少年総合センターにて行われ、約70名の島嶼部を希望する先生方が参加されました。

17日から19日、奥多摩洋上セミナー。児童・生徒とスタッフの約40名が来島されました。よい天候に恵まれ、黒曜石のストラップづくりや海水浴、また、神津小学校児童との交流を行いました。

25日、島しょ町村教育委員会教育長先進教育視察、令和6年度東京都教育予算編成要望。先進教育視察では、江東区青海、お台場にあるTGG、TOKYO GLOBAL GATEWAYを視察いたしました。ここは体験型英語学習施設で、当日も多くの学校児童・生徒が体験学習しておりました。修学旅行の日程に入れることも多いようです。当日は代表取締役社長、CEOの方にもご案内いただきました。なお、神津中学校も1年生が活用しており、来月中旬に行く予定となっております。

来年度予算要望については、東京都庁において、東京都教育委員会の浜教育長に対し、必要事項、必要経費について要望いたしました。

以上のおり報告いたします。

○議長（石田隆美智君） お疲れさまでした。

ここで10時30分まで休憩といたします。

(午前10時12分)

○議長（石田隆美智君） 休憩を解きまして再開いたします。

(午前10時30分)

◎一般質問

○議長（石田隆美智君） 続きまして、日程第4、一般質問を行います。

今定例会には、2名の議員から一般質問が提出されております。

◇ 中 村 親 夫 君

○議長（石田隆美智君） まず、6番、中村親夫君の一般質問を許可します。

6番、中村君。

○6番（中村親夫君） 議長の許可を得まして、6番、中村が一般質問を行わせていただきます。

今回の一般質問は、別紙資料のとおり、神津島村離島振興計画及び離島留学の現状について伺います。なお、詳細については自席で質問をさせていただきます。

神津島村が離島振興計画の中で、主に先進事業として星空保護区による各種ツーリズムの充実及び離島留学生受入れ事業の推進について取り組むとしております。

まず、この2点を伺う前に、離島振興法、東京都離島振興計画、離島活性化交付金、第5次神津島総合計画を少し解説してから質問をさせていただきます。

離島振興法は、昭和28年に制定された議員立法で、10年の時限立法として過去6度の改正・延長を経まして、令和4年11月18日に7度目の改正法が成立しました。

離島活性化交付金事業の概要は、離島の自立的発展を促進し、島民の生活の安定及び福祉向上を図るとともに地域間交流を促進し、無居住離島の増加及び人口の著しい減少を防止するため、ソフト事業を支援する枠組みとして、離島活性化交付金の支援対象を拡充の上、一層の離島振興を図るとして、令和5年4月1日に改正されました。

離島活性化交付金は、国から都道府県に、または市町村に交付されるものであり、その対象となる補助事業は離島活性化事業計画に基づき、都道府県、市町村、民間団体が実施する定住促進事業、交流促進事業であり、補助率は事業費の2分の1以内となっております。

東京都離島振興計画は、国が定めた離島振興計画に基づき、伊豆諸島の町村が作成した振興計画をできるだけ反映するとしております。

神津島村は、令和3年3月に第5次総合計画を策定しまして、誰もが健やかで、生き生きと活力のある島づくりを目指すとする島づくりの六つの基本方針を示しました。また、離島振興計画では10年後の目標として、神津島で暮らすことで、私たち一人ひとりが心も体も健康で豊かな日々が送れるとともに、生きがいと誇りを持って笑顔あふれる島として、誰もが健やかで生き生きと活力のある島づくりを目指しております。

ここで質問に入ります。

神津島村は、離島振興計画の中で、主に先進事業として星空保護区による各種ツーリズムの充実及び離島留学生受入れ事業の推進について取り組むとしております。この2点について、将来の方向性、考え方を村長に伺います。

○議長（石田隆美智君） 村長、前田君。

○村長（前田 弘君） それでは、答弁させていただきます。

まず、第1点目のこの離島振興計画の中で、主に先進事業として掲げた星空保護区による各種ツーリズムの充実ということでございますが、この星空保護区に関する事業推進といたしましては、現在も実施しておるところでございますが、観光協会と連携してガイド養成、イベントの開催、ツアーの実施等を今後も継続していきます。

直近の予定としましては、この9月14日、これは木曜日でございますが、2泊3日でコミカミノルタプラネタリウムとの共同コラボで企画しております、星空ツアー、これは2名5組を招待しておるところでございます。このツアーの中で、現在、都内3か所のプラネタリウムにおいて、神津島の星空を題材にした「星夜に浮かぶ島」ということで放映されているわけですが、この「星夜に浮かぶ島」の番組の挿入歌を担当したシンガーソングライターのおおはた雄一氏によるライブ、この企画の中には当然一般住民の方も参加できるようになっておりますが、ふだん実施できない夜の神津島空港内で、ガイドによる星空観賞も併せてこのライブを開催すると、このような計画をしております。

また、昨年から参加しているツーリズムEXPOが、10月26日木曜日から29日に大阪で開催されることとなっておりますが、神津島村としてもこれに出展し、隣接のブースには同じく星空保護区に認定されている岡山県井原市も出展することとなっております。

また、8月21日に、国内4例目となる星空保護区に福井県大野市も認定されておりますので、神津島、石垣島、岡山県井原市、福井県大野市で、星空保護区共同のパンフレット、アメニティーを製作し、ツーリズムEXPOで配布する予定と計画しております。さらには、星空保護区連携協議会の設立も検討しておるところでございます。

また、現在、小学生を対象に星空、光ガイドの講演を実施しておりますが、この講演を今後は中学校や高校生、一般住民の方も対象とした講演会も検討しておるところでございます。環境問題や自然保護活動にも興味を持っていただくと同時に、ガイド養成にもつなげていきたいと、このように考えておるところでございます。

また、今年度申請しておりましたエコツーリズム全体構想も国からの認定をいただきました。これは、先ほど9月1日に副大臣から直接、認定書を頂きましたとご報告したところでございますが、しっかりと受領してまいりました。今後も継続して星空保護区と絡めて、自然や文化・歴史の保護に取り組みながら、観光産業の活性化、地域振興を図ってまいり、このように考えておるところでございます。

次でございますが、2点目の離島留学生の受入れ事業の推進ということでございます。

まず、伊豆諸島における離島留学生の受入れの現況ですが、平成28年度より神津島村が開始し、翌年から八丈島、また今年度からは新島で開始されております。今後、大島町も実施を予定しているということでございます。これまで数回、本村に視察来島されておるところでございます。

この事業に、本村は先進的に取り組み、関わっていただいている東京都並びに他島からも

成功事例として認識されておるところでございます。現在では、毎年20数名以上の応募があり、4倍から5倍の競争率となっております。比較的成績優秀な生徒たちを受け入れることができると、このような状況となっております。

この相乗効果といたしまして、地元高校生の学力向上や神津高校全体の意識高揚が図られ、神津高校、そして神津島村の地域活性化に大きく寄与しているところでございます。生徒同士が切磋琢磨し、学力向上を育む環境づくりはもとより、より本村の特色、よいところをPR、そして神津高校、しらすな寮を東京都と一体となって事業の継続、推進を図ってまいりたいと、このように考えております。

また、大島支庁管内において、先ほども申しましたが、新島村も実施しております。大島町も今後実施予定となっておりますので、今後は他島とも情報交換を深めて、神津島だけでなく、東京島嶼全体の地域活性化につなげられていけばと、このように考えておるところでございます。

○議長（石田隆美智君） 6番、中村君。

○6番（中村親夫君） 村長の話は大変よく理解できました。世界から認められた神津島の星空、相当の反響がありますので、今後も星空ツアーと、また星空保護区と鑑定された美星町とか含めて、そういう人たちの交流とか、この事業を実施して観光が少しでも活性化になっていけば、かように思います。

それから、各種ツーリズムの充実とありますが、神津島エコツーリズム推進協議会というのがもうありまして、昨年から今年にかけて6回開催しております。そして、村長が申し上げましたけれども、9月1日に神津島エコツーリズム推進全体構想が環境省より認定されました。

そして、このエコツーリズム推進の目的としては、自然環境や歴史・文化など地域固有の魅力等を踏まえ、基本理念が四つあるんですね。自然観光資源の保護、観光振興、地域社会及び地域経済の健全な発展、観光教育の場としての活用の基本理念があります。これらの理念を踏まえて、今後も観光振興を目的としたツーリズムの推進を図ることが大切と考えます。

なお、神津島は陸・海・空と、陸というのは花の百名、天上山。海というのは、今年も前浜の海水浴場が日本一の水質に選ばれましたよね。白い砂浜と、それから青い。そこで、あと赤崎海水浴場、これが非常に神津島は、私もほかの島全部、大島から青ヶ島まで現役で行っていましたけれども、非常に恵まれています。それで、空のほうは世界に認められた神津島の星空。三拍子そろっておりますので、これらの資源を生かして、観光客を呼ぶためのツ

ーリズムを考えながら、実践したらよろしいかと考えます。

それで、離島留学生の件なんですけれども、次の質問に入っておりますので、その中で伺いたいと思います。

続きまして、離島留学の現状について伺います。

東京の島々の先駆けとなった離島留学。離島留学を導入してから8年になります。離島留学に踏み切った経緯と評価、効果について検証をしてみました。この検証結果を踏まえて、質問形式として資料を作成しましたので、ご了承ください。

神津島村は、平成27年に高等学校生徒数減少対策として、東京都教育委員会と連携しまして離島留学の計画を練り、島外生徒受入れが始まりました。平成28年4月に男子生徒1名をホストファミリーの好意により受入れ、神津高校の島外受入れが始まりました。平成29年4月からの留学生については、さらに新たなホストファミリーに受け入れていただきました。そして、平成30年2月には男子寮、しらすな寮が建設され、男子生徒についてはホームステイではなく、寮生活が始まりました。そして、令和元年10月に女子寮ができて、3名が入寮しました。

資料に、第6期生が入学してから8月までの感想と、島での生活及び校長先生の思いを少し掲載しております。これは、私が七島新聞の記者として高校を取材しまして、七島新聞に掲載されたものを一部載せたものです。少し紹介をさせていただきます。

島でしか体験できない行事や小人数でのオンライン授業の充実により、勉強に集中しやすい環境です。初めはなじめないのではないかと心配していましたが、同級生も先輩もとても優しく話しかけてくれて、楽しい高校生活を送っております。一人ひとりの役割が大きくて、自分の特技で集団に貢献できて責任感も増してきました。島の人たちのつながりがよい意味で強く、離島留学生だよね、頑張っただねなどと声をかけてくださることがあって、とてもうれしかったです。人の心がとても温かく、よい島だなと日々感じております。また、自然豊かで海や山もあり、星空も都会では見られないほどきれいなところ。寮に魚や野菜をお裾分けしてくださる方がたくさんいて、感謝しております。

ここで質問に入ります。

平成28年に離島留学生男子1名が入学、そして、令和5年には離島留学生男子3名、女子2名が入学しました。令和5年4月現在、神津高校生徒数46名のうち13名の留学生が在籍しております。離島留学が始まって8年が経過しました。これまでの経緯と評価について、教育長に伺います。

○議長（石田隆美智君） 教育長、清水君。

○教育長（清水一正君） それでは、教育関係のご質問ですので、私から答弁させていただきます。なお、先ほどの村長の答弁と重複するところがあるかと思いますが、どうぞご了承ください。

議員ご説明のとおり、ホストファミリーの受入れによりこの事業がスタートし継続されていること、改めて感謝申し上げます。今年度の入学者が第8期生となりまして、8年間で合計29名の生徒が都内から神津高校に入学されました。また、毎年7月に開催されている神津高校としらすな寮の合同見学会には、20名以上の都内の中学3年生が見学に訪れるなどしています。

離島留学生は、学力においては、中間考査や期末考査の結果などについても常に上位に位置しており、切磋琢磨が図られております。また、高校生の村民大運動会での演技や競技、スタッフとしての活躍、黒潮祭などのイベント実施。ほかにも、しま小屋の講師として小学生に勉強を教えてくれている離島留学生もいます。

事業の目的である神津高校の活性化、生徒の学力向上、村の活性化を図るということに関しては大きな成果が得られております。本村はこの事業に先進的に取り組み、大きな成功事例となっております。もちろん、計画からこれまで様々な苦労はありましたが、改めまして関係者、村民の皆様には感謝申し上げます。

○議長（石田隆美智君） 6番、中村君。

○6番（中村親夫君） ただいまの教育長の答弁、よく分かりました。

それで、まず最初が肝腎だというんでしょうか。最初に離島留学について立案化された、この頃の行政のほうの担当された方は相当ご苦勞されたと思います。初めてのことなので、その当時の担当者は留学生のホームステイでの受入れから寮を建設する場所選定、寮長の確保など、大変な苦勞と汗をかかれたと思います。それが現在、汗の結晶となって実を結んでいるのではないかと、かように思います。

また、現在、離島留学が順調に進んでおりますが、この礎を築いたのは、厳しい条件にもかかわらず、留学生を引き受けていただいていた心温かいホストファミリーの熱意と好意があったことを、私は忘れてはならないと、かように思います。

次に進みます。神津高校の生徒数の推移ですね。このA3の別紙の一番右下に表がありますので、ご覧ください。

これを見ますと、平成24年度、25年度には生徒数が20数名と激減しております。離島留学

が始まってから3年後には40名を超えて、令和2年、3年は53名、令和4年度は54名となっております。

神津高校の生徒数が増えた要因の一つとして、離島留学制度が導入されてからの神津中学校からの神津高校への入学率の向上が挙げられます。こちらのA4の資料が、神津中学校卒業生及び神津高校入学者数がありますので、それを参照してください。

神津中学校から神津高校への入学率を見ると、離島留学が始まる前、平成27年42.8%、令和2年73.9%、令和3年73.6%、令和4年73.3%となっております。この数値を見ますと、離島留学制度が発足してから、神津中学校の生徒の足が内地の高校から島の高校に軸足を移してきたと考えます。留学生が内地から島の高校に入学することによって神津高校が活性化され、島の高校の魅力が感じられるようになったと言えます。

参考ですが、令和4年度卒業生は22名で、令和4年度大学の合格実績ですけれども、亜細亜大学、桜美林大学、國學院大學、国際医療福祉大学、駒澤大学、実践女子大学、東洋大学、奈良大学、目白大学、武蔵野音楽大学となっております。これだけの大学の実績があります。

ここで質問に入ります。

離島留学制度を導入してから、神津中学校から神津高校への入学率が約30%ほど向上しております。この点について、内地の高校に進学すると、住まい、交通費等の経費がかかります。島の高校に進むとこのような経費はかからないので、親御さんには負担が軽減されます。当初は、生徒数増を目的として進められた離島留学。生徒数増によって、主たる目的が達成されました。

内地の高校ではなく島の高校に進学すると、親御さんの負担が軽減される。そういう意味では、神津高校の学力向上と併せて副次的効果、この副次的効果というのは、メインの効果ではなくて、二次的の効果とか、おまけの効果とかというんですけれども、この副次的効果が現れていると考えます。これらの効果について、教育長がどのようにお考えか伺います。

○議長（石田隆美智君） 教育長、清水君。

○教育長（清水一正君） まずは、ご丁寧な資料を提供いただきまして大変ありがとうございます。

高校進学につきましては、神津高校または内地の高校などへ進学することについては、それぞれ目標や目的、また個々の事情などにより選択されていることと思います。

内地へ進学などされる方については、経費や生活費は通学や住宅事情などにより差はあろ

うかと思いますが、やはり特にアパートなどを借りたりすれば、生活費などにかかる経費は大変大きなものとなります。それらの経費が軽減されることは、議員ご指摘のとおり、副次効果と言えるものと考えます。また、その部分が貯蓄や島内消費に転換されるとなれば、何よりかと思えます。

○議長（石田隆美智君） 6番、中村君。

○6番（中村親夫君） 教育長の答弁、よく理解できました。

結びに、神津高校の校長先生がこういうことを語ってくれました。神津高校の中間校長は、神津高校を卒業してからの生徒の進路について、進学する生徒も就職する生徒もいるが、教職員が生徒をバックアップする体制はできている。今の状況なら、島の中で十分に力をつけることができる学校に成長してきている。勉強が理由で内地の高校を選ぶ必要はない。留学生の持つよさと島の生徒が持つよさを掛け合わせて、神津でなければできない体験をして、島の生徒も離島留学生もウィン・ウインの関係で成長してほしいと、熱い思いを語ってくれました。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（石田隆美智君） これで、6番、中村親夫君の一般質問を終わります。

ここで11時15分まで休憩といたします。

(午前10時58分)

○議長（石田隆美智君） 休憩を解きまして再開いたします。

(午前11時15分)

◇ 清 水 勉 君

○議長（石田隆美智君） 続きまして、3番、清水 勉君の一般質問を許可します。

3番、清水君。

○3番（清水 勉君） 議長の許可を得まして、3番、清水の一般質問を行います。具体的な質問については自席から行わせていただきます。

まず、実践的防災訓練についてお伺いいたします。

東日本大震災から12年が経過いたしました。その後も災害が猛威を振るい続けています。地震では熊本地震、鳥取中部地震、大阪府北部地震、北海道胆振地震、最近では石川県の能登地方で震度6強の地震が発生。また、毎年と言っていいほど豪雨災害が発生するなど、多

くの尊い命が失われています。

ご承知のように、今後、南海トラフ地震や首都直下地震など、大規模な地震が懸念されています。ある県ではライフライン、とりわけ水と非常食等を3日から1週間程度備蓄できる施設の整備や、2025年まで3か年で犠牲者を9割減らすという目標に防災対策を進めていることを新聞など報道で耳にしました。

そこで、本村における防災・減災対策について、何点かお伺いします。

1点目として、第5次総合計画にも挙げられている減災対策の一つ、実践的な防災訓練について、東京都との合同訓練を除く本村の防災訓練は、従来から大規模訓練ではなく、各地区の定められた集合場所に集ませた後、消防団員の誘導の下、小学校へ集合させる、いわゆる住民参集訓練のみ行われている状況です。

住民の防災意識の普及を図るためにも、計画にもあるように実践的な防災訓練が私も必要だと思います。私が言うまでもなく、例えば寝たきりの方、車椅子の方とかを想定した輸送訓練、特養ホーム利用者の移送、移動訓練、桟橋から避難タワーへの避難訓練、その他AEDを用いた心肺蘇生訓練など実践的な訓練こそが、住民に対して命が守られるのだという意識の植付けにもつながるのではないのでしょうか。

長時間にわたる訓練ともなると、住民の仕事等の関係もあり難しいところもありますが、ぜひ、全村挙げての実践的な訓練を実現していただきたい。村長の所見をお伺いします。

○議長（石田隆美智君） 村長、前田君。

○村長（前田 弘君） それでは、答弁させていただきます。

まず、第1点目といたしまして、住民の防災意識の普及を図るためにも実践的な防災訓練をとということでございます。

まず、火災、豪雨に伴う土砂崩れ、地震に伴う土砂崩れや家屋の崩壊、巨大地震に伴う巨大津波など、災害の種類により異なった様々な訓練が想定されるわけですが、共通して最も大事なことがこの災害発生時、発災時と言わせていただきますが、発災時における生命の安全確保でございます。

火災、豪雨、地震、巨大津波、これは南海トラフ地震を想定してのことでございますが、これらの災害の中でも、現在、特に危惧されるのが南海トラフ地震に伴う巨大津波発生と考えております。この津波は、当地方には15分から16分、十五、六分で、場所によっては25メートル程度の津波が襲来すると予想されております。

現在の津波に対する避難の考え方としましては、時間的な制限や人員的な制限などから、

一時集合場所への避難後に小学校などの誘導員と共に避難をするということは、ちょっと困難なのかなというふうに考えておるところでございます。津波警報などの発令と同時に、まずは高台への避難を呼びかけ、最終的には小学校やよたね広場など、ご自身で避難していただくことを考えております。地震イコール巨大津波襲来ということを、改めて機会を捉え周知していくことが最も重要であると、このように考えておるところでございます。

しかしながら、身体的に不自由な方や要配慮者の方に対しましては、これは当然、発災時、災害が起こった場合、自分1人では避難できません。しかしながら、この十五、六分の間に誰かが行って避難を手助けできるかという、これも現実的に不可能でございます。そのようなことから、あらかじめリストにより把握、これはもう福祉課のほうで把握をしております。災害と同時に連絡を取り、避難の手助けの可否、これらを確認すると、安否を確認することにもなっております。

また、国土交通省は南海トラフ地震に関する様々な調査・研究を行っており、異常な現象が確認された段階で南海トラフ地震臨時情報を発すると、このようにされております。この段階で、この臨時情報が3日前であっても、4日前であっても、何日前であっても、この要配慮者の方々の事前避難、ここでもう既に避難をさせると、このような考え方を持っております。

また、個々になります。特養ホームに関しましては、津波襲来のシミュレーションによりまして、3階までは到達しないとされております。このことから、一時的に3階に避難していただき、応急対策期に入ってから移送ということに考えております。

なお、特養ホームは火災・津波、これらを想定した初期消火とか避難訓練などをほぼ毎月、これは交互に実施していることを皆様にはお知らせしておきます。

また、前浜棧橋の津波避難タワーに関しましては、大型船などの乗降客が対象の避難施設となりますので、これは東海汽船さんに避難誘導などの訓練を実施していただいているところでございます。

AED訓練に関しましては、防災というよりは救急救命の役割のほうが大きいかと思えます。役場職員はもとより消防団員、消防団に所属している団員の方に、AEDの技能講習を受講していただいております。

ご質問のとおり、これらを連動させた避難訓練は非常に重要だと考えておるところでございますが、これに対する負担、長い時間を要するというようなこともありまして、これらのことから、今申し上げたような部分的な訓練を定期的実施していくことが、さらなる生命

の安全・安心につながると思っております。個々の訓練、部分的な訓練を今後も継続してまいります。

○議長（石田隆美智君） 3番、清水君。

○3番（清水 勉君） 大がかりな訓練ともなると、また住民の負担も大変ですし、それから消防団、職員も大変なことは分かっているんですね。ですから、それに近い防災訓練を何とかできないかと。火災の訓練をしても、やはりなかなか大変なところもあるので、その辺に近づけた訓練ができればなということで、ぜひ考えていただければと思います。

言うまでもなく、訓練することは、いざというときに落ち着いて行動ができると。初期消火訓練を体験することで、火災に素早く対応ができるという経験こそが実践的な訓練だと思っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

次の質問にまいります。

村落内土砂災害危険箇所等危険確認調査についてお伺いします。これも減災対策の一つで、私なりに気になっている部分で、今回質問することに至った次第です。

村落内土砂災害崩落危険箇所の5か所、これは別紙のハザードマップをつけてありますが、これは村のホームページから抽出したものです。について、崩落防止工事が講じられているところですが、これら施工してあるから大丈夫だろうと思う人はいないはずです。

ご承知のように、村も上の川地区、上の山地区、よたね地区の3か所については、基準以上の大雨が予想される場合に、住民の安全を守るため避難勧告、場合によっては避難指示などを発令しています。そこで、本3地区について平成12年災後、東京都が法枠工事を行っています。施工後22年経過しており、安全面について心配しておりましたが、東京都に確認したところ、法枠強度の調査を5年に一度行っているという回答をいただいたところです。

また、同じ村落内土砂災害以外の危険箇所として目を向けてみますと、道路脇石垣であったり、ブロック塀等であったり、私は、道路を通行するたびに危険箇所はないか見渡したりしているんですけども、何か所か亀裂が入った箇所を確認しております。個人の所有のためプライバシーの関係もあり、特定の場所は言えません。

また、村が個々に調査することもいろいろと難しいところがあるかと思えます。一つの報告として、防災の観点から、各家庭へのチラシ配布を利用し、地震に対して敷地内の構造物への倒壊の喚起を促すための周知は可能かと思えます。村長の所見をお伺いします。

○議長（石田隆美智君） 村長、前田君。

○村長（前田 弘君） それでは、2点目につきまして答弁させていただきます。

防災の観点から、各家庭へのチラシ配布を利用し、地震に対しての敷地内の構造物への倒壊防止など喚起を促すということですが、法面強度の調査とは別に、東京都が土砂災害警戒区域の調査も併せて行っております。これに関しましても、5年に一度の見直しが行われて、次のタイミングとしては、令和7年、見直しが行われる予定となっております。

また、村として個人の財産などに関し指導が難しいだろうというご配慮ですが、この点につきましては、確かに村が直接それをやるとかということはなかなか難しい面がありますが、通行をしている人に危害が実際にあるような、このような想定がされる場合には、村も指導をやはりしていきたいなど、このように考えております。

また、おっしゃられますように、擁壁とか石垣、ブロック塀などの点検をしていただくために、注意喚起を促すパンフレット等を作成いたしまして、全戸配布していきたいと、このように考えております。

○議長（石田隆美智君） 3番、清水君。

○3番（清水 勉君） これ参考までにしてほしいんですけども、後段のブロック塀の関係なんですけれども、実は東京都にブロック塀等安全対策促進事業補助金という名目で交付要綱が定めてありました。都市計画局に確認したところ、村が補助制度の整備をすることで補助を受けられるという回答をいただいたところです。ぜひその辺を確認していただき、よろしくお願ひしたいと思います。

（「ありがとうございます」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 3番、清水君。

○3番（清水 勉君） 次に移ります。

自然災害時避難場所の周知について。自然災害時避難場所、この別紙マップを参照してありますけれども、これも村のホームページから抽出したものです。について、私の知る限りでは、1回程度マップの配布がされていたように記憶しています。仮に1回程度であるならば、果たしてどれだけの住民の方が分かっているか。事が起き、いざ防災無線等で避難の呼びかけをしても、混乱の中において果たして迅速な行動ができるか心配です。周知徹底を図るためにも、毎年防災の日に合わせて、A4判程度の大きさにして配布するとか、また、その他周知方法として、村内の個人宅の塀や東京電力の電柱をお借りして、看板等、シール等でそれぞれの避難場所近くに貼付することで周知が図られるのではないのでしょうか。

言うまでもなく、いち早く避難場所に避難することが減災につながります。村長の所見をお伺ひします。

○議長（石田隆美智君） 村長、前田君。

○村長（前田 弘君） それでは、3点目につきまして答弁させていただきます。

まずその前に、3番議員さんのほうから、このブロック塀などに対して安全対策のための補助があると、都のほうでそういう補助があるというような情報提供をいただき、ありがとうございます。本来であれば、村のほうが先にそういうものを把握していなければならないところでしたが、そこら辺をしっかりと調査し、今後の安全対策につなげていければと、このように考えております。

それでは3点目、答弁させていただきます。自然災害時避難場所の周知徹底について、マップの定期的な配布ということでございます。

津波の避難場所に関しましては、その付近に看板を設置しておるところでございます。基本的に津波避難場所の近くにいらっしゃる方は、その看板を見て避難する場所を確認することができるのかなと思っております。

ただ、ご指摘のように、村民の方がどれだけそれを覚えているのかと、周知されているのかという点につきまして、これはやはりちょっと心もとないところがあります。3番議員がおっしゃるように、津波避難場所マップなど定期的な配布が有効と考えておりますので、今後、区長会を通じて定期的な全戸配布を実施してまいります。

○議長（石田隆美智君） 3番、清水君。

○3番（清水 勉君） よろしく申し上げます。ハザードマップの全戸配布についてなんですけれども、防災訓練時に配布したほうが周知が図れるのかなというふうに考えます。

最後の質問にまいります。

火災警報器の設置に当たっては、2006年、平成16年6月1日から、消防法の改正により全ての住宅に設置の義務化がされました。義務化から18年経過した現在、どれくらいの家庭が設置しているか見当もつきません。恐らく村も把握はされていないと思います。

火災警報器の設置に当たっては、東日本大震災における火災発生件数330件、死傷者数が43人となっている事実を見るに、減災対策としての警報器設置の重要性は誰もが思うところでもあります。

そこで、警報器のことを参考までに調べました。金額については決して安くはなく、最低でも台所、廊下、寝室にそれぞれ設置して3個程度、金額はベーシックなもので1個3千円程度、3か所で1万円弱程度必要になるようです。これに設置費用がプラスされると、特に高齢者世帯においては、設置は容易でないと思われれます。

今後、村はどのように推進していくのか、村長の所見をお伺いします。

○議長（石田隆美智君） 村長、前田君。

○村長（前田 弘君） それでは、4点目の答弁をさせていただきます。

火災報知器の設置義務化は、3番議員が言われるとおり、平成16年の消防法改正によりまして、一般住宅への設置義務が適用となりました。ただ、未設置住宅に対する罰則規定はございません。この法改正前は、本村で火災報知器を設置する世帯はほとんどなかったと、このように認識しております。

火災予防の奨励を目的に、平成22年に村が火災報知器を購入して全戸配布した、これは3番議員さんのおっしゃるとおりでございます。この機器の大まかな耐用年数ですが、使用状況によって異なりますが、およそ10年と言われておるところでございます。全戸配布から18年あまり経過しておりますので、既に耐用年数は過ぎていると、このような状況になっております。

また、一般家庭でどれくらいの世帯が火災報知器を設置しているのかという点も、やはり新築住宅、新築家屋を含めて個別に調査とか、そういうのを実施しておりませんので、現状は把握できていないところでございます。

また、この東京島嶼において火災報知器を全戸配布しているという町村は1島あります。ほかの島は、これは個人で設置していただいていると、このような状況となっております。

これはちなみにですが、火災報知器の全国の設置率、これが83.1%となっております。これは令和2年度に総務省が統計を取った結果となっております。東京島嶼部においては平均63%となっておりますので、神津島もこれくらい、もしくはもっといっているのかなと、もう少し63%以上の方は取り付けているのかなと、このように推測されるところでございます。

今後の推進についてということですが、平成22年に実施した火災報知器の全戸配布につきましては、当然、火災を早期に感知して発見し適正な初期消火ができる、これはもちろんのことですが、この法改正に基づく設置義務の周知と設置の推進を図としたこと、このような経緯から全戸配布をした経緯があります。

このようなことから、村が再度、全戸配布するという計画は、現在のところ計画しておりません。しかしながら、減災対策としての警報器設置は非常に重要であるという認識は、これは100人いれば100人の方、誰もが同感するところであると、このように考えておりますが、やはり基本的には、個人の財産、個人で守るべきだと、このような考え方の中から、個人で

設置していただきたいと思っておるところでございます。

しかしながら、先ほど高齢者、収入の少ない方というような方がありましたが、収入などの観点からのこの取付けが困難、厳しいというような高齢者世帯などの方につきましては、今後の課題として少し検討させていただきたいなど、このように考えております。

また、村は火災報知器の設置義務、必要性をさらに広めていくために、広報紙や文字放送を活用しながら住民に周知、認識していただき、火災を未然に防ぐためのPRに努めてまいります。

以上でございます。

○議長（石田隆美智君） 3番、清水君。

○3番（清水 勉君） 最後に一言お願いしたいんですけども、その前に、村長、今、火災報知器と言っていますけれども、警報器と火災報知器は違うので、ぜひ訂正でお願いしたいんですけども、よろしくをお願いします。

それで、最後に一言なんですけれども、その前に今の警報器なんですけど、ある自治体では、消防団組織を利用し、注文の受付から共同購入、それから集金、機器の取付けまで行っているという、これは取付けが困難な高齢者住宅としてありましたけれども、そういったあくまでも参考ですので、お願いしたいと思います。

最後に一言。対策には十分とか絶対大丈夫とかいうものはないと思います。災害時の被害を最小限に抑えるためのキーワードとして、自助・共助・公助という言葉がよく使われています。三助とも大変重要ですが、特に自助・共助の重要性は東日本大震災以降、重要視されているようです。自分自身や家族の命を守る自助、近隣の住民と協力をして地域を守る共助等について、ぜひ自主放送、テレビ、チラシ配布等などを利用して、積極的に啓発活動を行っていただければ幸いです。

ということで、私の一般質問をこれで終わります。

○議長（石田隆美智君） これで、3番、清水君の一般質問を終わります。

◎同意第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（石田隆美智君） 続きまして、日程第5、同意第5号 「神津島村教育委員会委員の任命について」を議題とします。

提案理由の説明を前田村長に求めます。

村長、前田君。

○村長（前田 弘君） 同意第5号につきまして提案理由の説明をする前に、先ほどの答弁の中で、警報器を報知器というように私述べてしまいました。この点につきまして、報知器の部分は警報器ということで皆さんにはご理解いただきたいと、このように思っております。

それでは、提案理由の説明をいたします。

本案件につきましては、前任者でございますが、松江美千代氏の任期満了に伴いまして提案するものでございます。

今回提案しております梅田 順氏は、これまで小学校、中学校ともにPTA役員並びに柔剣道役員を歴任されるなど、学校教育活動に大変熱心であり、教育委員として十分な資質を備えておると考えております。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第5項の規定に、委員のうち保護者である者が含まれなければならない、このように規定されておまして、現在は松江久人教育委員が保護者である者となっておりますが、今年度で、来年3月ですね、お子様がご卒業となることから、これに該当しなくなります。この法令に該当する教育委員が不在となります。この関係からも、梅田 順氏はこの法令に該当することから、今回新規に任命いたしたく、提案させていただきました。

なお、任期につきましては令和5年10月1日から令和9年9月30日まで、4年間となっております。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（石田隆美智君） 提案理由の説明が終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑してください。

（「なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論してください。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君） なければ、討論なしと認めます。

それでは、日程第5、同意第5号に同意することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（石田隆美智君） 挙手全員です。

よって、日程第5、同意第5号 「神津島村教育委員会委員の任命について」は同意することに決定いたしました。

ここで1時30分まで昼食休憩といたします。

（午前 11時49分）

○議長（石田隆美智君） 休憩を解きまして再開いたします。

（午後 1時30分）

◎議案第33号の上程、説明、質疑、採決

○議長（石田隆美智君） ただいまより、企画財政課課長補佐、清水国光君が同席しております。

続きまして、日程第6、議案第33号 「神津島村道路法面改修工事（村道14号線）請負契約」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、高橋君。

○議長（石田隆美智君） 企画財政課長、高橋君。

○企画財政課長（高橋寛規君） それでは、議案第33号 「神津島村道路法面改修工事（村道14号線）請負契約」についてご説明いたします。

本案は、令和5年8月30日、指名競争入札による請負契約につきまして、契約締結に当たり議会の議決を求めるものでございます。

それでは、議案書別紙をご覧ください。

- 1、契約の目的、神津島村道路法面改修工事（村道14号線）。
- 2、契約の方法、指名競争入札による契約。
- 3、契約金額、5,929万円。
- 4、契約の相手方、弁天丸建設株式会社。
- 5、工期、115日。
- 6、支出科目、一般会計、（款）土木費、（項）道路橋梁費、（目）道路新設改良費。

なお、詳細につきましては担当課長よりご説明いたします。

○議長（石田隆美智君） 建設課長、浜川君。

○建設課長（浜川浩一君） それでは、議案第33号 「神津島村道路法面改修工事（村道14号線）請負契約」の工事概要についてご説明いたします。

まず、施工場所ですが、村道14号線、背負崎待避所付近となります。

施工理由ですが、平成30年度に実施しました神津島村法面詳細点検及び長寿命化計画策定委託により、塩害及び経年劣化等で更新が必要と判断されました法面施設の更新工事の実施となります。

会議資料の1ページ目をご覧ください。

工事概要としましては、施工延長が35.4メートル、ポケット式落石防護網設置工1,635平米の工事を予定しております。

会議資料の2枚目をご覧ください。標準断面図となります。

今回の更新工事での網高ですが、30メートルから50メートルとなります。

続きまして、3ページ目のポケット式ロックネット工展開図をご覧ください。

なお、今回、使用材料におきましては、塩害対策仕様として、変性飽和ポリエステル樹脂塗装を施します。この塗装により、既施設の耐用年数16年に対して、新材料につきましては、耐用年数35年と2倍ほど延長されます。その他の維持管理におきましては、5年に1回法面点検を実施して、その都度で経過管理を行っていきます。

以上で説明を終わります。

○議長（石田隆美智君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑をしてください。

2番、清水君。

○2番（清水勝彦君） 参考までに教えてもらいたいんですが、塩害仕様として、従来のものと違ってポリエステル樹脂塗装とありますが、金網自体はどのくらいもつものなんでしょうか。

○議長（石田隆美智君） 建設課長、浜川君。

○建設課長（浜川浩一君） 金網自体は、既設のものは16年ぐらいとなっております。

○議長（石田隆美智君） 2番、清水君。

○2番（清水勝彦君） 樹脂塗装しても金網自体の寿命は変わらないということなんですか。

○議長（石田隆美智君） 建設課長、浜川君。

○建設課長（浜川浩一君） もともと既設で行っている亜鉛メッキ塗装ですかね、これも海岸

地帯用の塗装となっているんですけれども、この事業に関しましては、平成12年災のときに設置した金網ですけれども、そのときにも海岸の適用塗装もやっていたんですけれども、思うほど腐食が激しいということで、今回、このような樹脂塗装という感じにしております。

○議長（石田隆美智君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） この変性飽和ポリエステル樹脂塗装をメッキの金網を張った後に塗装するという事でよろしいでしょうか。

○議長（石田隆美智君） 建設課長、浜川君。

○建設課長（浜川浩一君） これは製品をつくる段階で、先に亜鉛メッキ塗装をして、その上から樹脂塗装を施すというような感じになります。なので、網を張ってから塗装するのではなくて、材料にもう直接塗装してから神津島に運んでくるということになります。

○議長（石田隆美智君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） この資料のほうですと、色のほうが何か茶色っぽい色になっているんですけれども、この色に関しては、もうこの色しかないのでしょうか。

○議長（石田隆美智君） 建設課長、浜川君。

○建設課長（浜川浩一君） 色に関しては、灰色と茶色、ブラウン系ですかね。あと白っぽい色と、その3色がたしかあります。

○議長（石田隆美智君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） 景観に配慮してこの色に決めたのかなと思うんですけれども、今後も色によって壁自体が、やはりそういうような色になってしまうと思いますので、そこら辺を配慮して、考慮して決められたらいかがかなと思うんですけれども。

○議長（石田隆美智君） 建設課長、浜川君。

○建設課長（浜川浩一君） 色につきましては、前回、村道14号線拡幅工事をやっています、そのときも同じように岩盤を削って、同じような塗装を施した網をかけてあります。

そこで、色もいろいろ検討したんですけれども、このブラウン系が一番その岩に合っているということで、現在、やられている色につきましては、この写真と同じブラウン系のものをつけております。

○議長（石田隆美智君） 3番、清水君。

○3番（清水 勉君） 事業の内容は特にないんですけれども、工期のほうで115日としてあるんですけれども、従来だと、契約の締結から何月何日までとなったはずなんですけど、これ私が見落としたかどうか分からないんですが、これは今回からこういう形になったんですか。

○議長（石田隆美智君） 建設課長、浜川君。

○建設課長（浜川浩一君） これ別紙の契約書のほう、契約の議案の日数ということでしょうか。

○議長（石田隆美智君） 3番、清水君。

○3番（清水 勉君） 従来だと、契約締結の日から何月何日までという、たしかそういう形になっていると思うんですが、私の記憶違いかどうか、最近になってこういう形になったのか、それを教えていただきたいんですけども。

○議長（石田隆美智君） 建設課長、浜川君。

○建設課長（浜川浩一君） 議案の書き方については、前回よりこのような書き方で、工期何日という形でうたってあったと思います。

というのは、ここで今、契約を承認していただいている段階であります。なので、契約の翌日から何日とうたってしまうと契約の日の頭が決まってしまうわけですよ。仮に、こういうことはないと思うんですけども、もし承認いただけない場合は、その分ずれ込むので、一応この工期の日数をうたってあるような記載をするようなことで、これは前回というか、ずっとこういう形でやっているといます。

○議長（石田隆美智君） 3番、清水君。

○3番（清水 勉君） 前回、私、気がつかなかったんですけども、これ前回こういう形にしたということですね。何かそれって理由があるんですか、それとも村独自でこういう形にしたということですか。

○議長（石田隆美智君） 暫時休憩します。

（午後 1時40分）

○議長（石田隆美智君） 休憩を解きまして再開いたします。

（午後 1時45分）

○議長（石田隆美智君） 企画財政課長、高橋君。

○企画財政課長（高橋寛規君） ただいま3番議員さんからのご指摘の契約議案の工期につきまして115日と明記しておりましたが、ちょっと統一性がなかったことから、今後、115日間ですとか、工期を確実に確保する観点でこういう表示にいたしますが、今後の表示の仕方といたしましては、契約締結の翌日から何日間という形で統一した表示とさせていただきます。

申し訳ございませんでした。

○議長（石田隆美智君） 3番、清水君。

○3番（清水 勉君） 今の件は分かりました。

ちなみに、この115日というのは何日ぐらいですか。

○議長（石田隆美智君） 建設課長、浜川君。

○建設課長（浜川浩一君） 今回、議会承認いただけて、明日から着手日となりますので、2月29日までが115日間となります。

○議長（石田隆美智君） 5番、関君。

○5番（関 真樹君） これは網の張り替えのみの工事ということでよろしいでしょうか。

あと、通行止め等はどのようになりますでしょうか。

○議長（石田隆美智君） 建設課長、浜川君。

○建設課長（浜川浩一君） この工事に関しては、あくまでも既施設の更新工事となりますので、網の張り替えだけの工事となります。

通行止めについては、網を撤去した段階で通行止めのほうを掛けていきたいと考えております。

○議長（石田隆美智君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

日程第6、議案第33号については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたします。

◎議案第34号の上程、説明、質疑、採決

○議長（石田隆美智君） 続きまして、日程第7、議案第34号 「令和5年度東京都神津島村一般会計補正予算（第3号）」を議題とします。

提案理由の説明を歳入歳出全款にわたり求めます。

企画財政課長、高橋君。

（企画財政課長・説明）

○議長（石田隆美智君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑してください。

質疑ございませんか。

4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） 18ページ、総務費の一般管理費、需用費のところ、村制100周年記念品購入費695万円で、先ほど課長の説明で何かイベントのようなことをやるというような形だと思うんですけども、どのような内容なのかと、あと、住民のどのような関わりがあるのか、こちらの説明を求めます。

○議長（石田隆美智君） 総務課長、鈴木君。

○総務課長（鈴木 敦君） 100周年の記念イベントを計画しております。11月23日に開催されます商工祭のオープニングで式典を計画しております。

100周年記念ということで、記念品の配布、それから古い写真を開発センターのほうに展示するというような内容になっております。

○議長（石田隆美智君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） 商工祭で集まってきた住民に記念品を贈呈するというようなことなんでしょうか、それとも各家に記念品を配布するということなんでしょうか。

○議長（石田隆美智君） 総務課長、鈴木君。

○総務課長（鈴木 敦君） 記念品の配布につきましては、当日ではなくて、後日、全戸配布でお配りすることを考えております。

○議長（石田隆美智君） 5番、関君。

○5番（関 真樹君） 18ページの総務費、情報通信費の委託料、電子決済システム構築委託料、先ほど何か役場決裁事務とかとちょっと聞いたんですけども、その辺、説明をお願いします。

○議長（石田隆美智君） 情報通信課長、鈴木君。

○情報通信課長（鈴木 敦君） 現在、今、決裁については、従来どおりの紙ベースで、判こをつけて決裁を上げていくという流れになっているんですけども、これを電子化していきたいということがありまして、電子化するに当たって、いろいろな問題点とかがあるんですけども、ここで考えているのは、決裁の流れをまずつくりたいと。

例えば、休暇届、有給休暇だったりいろいろな休暇届がありますけれども、休暇届につい

ては、休暇を取得する職員もしくは会計年度任用職員の方が休暇日を申請します。それを係長が判こを押して、課長が判こを押して、最終的に村長が判こを押して、休暇が認められるというような流れになりますけれども、その判こをつくという流れを電子化することで業務の効率化が図れるというふうに考えますので、今後、今の電子化の流れの中で、神津島村に合った電子化の流れをつくりたいというものが、ざっと言ってしまうと、そういうことになるんですけれども、細かく言うとちょっと難しい話になってしまいますので、まずは決裁の仕組みの流れを構築するというふうにご理解いただければと思います。

○議長（石田隆美智君） 5番、関君。

○5番（関 真樹君） ざっくり言うと、紙で判こを押していたものをデータ化してPCなり何かでできるようにするという理解でよろしいでしょうか。

○議長（石田隆美智君） 情報通信課長、鈴木君。

○情報通信課長（鈴木 敦君） そのとおりでございます。

○議長（石田隆美智君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） すみません、同じところなんですけれども、これ先ほどの課長の説明だと、庁舎の中の行政の仕事の範囲で電子決裁をするということなんですか、それとも住民にも関わりがあることなんですか。

○議長（石田隆美智君） 情報通信課長、鈴木君。

○情報通信課長（鈴木 敦君） 今回の電子決裁システムの構築に関しては、住民ではなく庁内というふうにお考えいただければと思います。

○議長（石田隆美智君） 6番、中村君。

○6番（中村親夫君） 44ページ、観光費の12節の委託料1億円ばかり増額になっております。この委託料の中で、まず神津島村縁結び事業運営委託、そして先ほどサステナブルの関係で、令和5年から令和7年にかけて、こういうことをするというのを言われましたけれども、コンテナハウス建築工事設計委託、観光アプリ構築委託、メタバース構築委託とありますけれども、それから神津島ファンクラブシステム構築委託、これの内容について説明を求めます。

○議長（石田隆美智君） 産業観光課長、渡辺君。

○産業観光課長（渡辺匡哉君） まず1点目の質問、神津島村縁結び事業委託料300万円の新規計上につきましては、もともと令和2年度に計画していたものが、コロナの影響で中止になっております。今回、東京観光財団の補助金が利用できるということと、あと島内から、

こうした縁結び事業を再開してくれないかという要望がありまして、今回、9月補正で入れさせていただきました。

続きまして、サステナブル関連事業の委託料の追加の件ですが、会議資料のほうでサステナブル・アイランド創造事業の資料をつけさせていただいておりますが、この事業自体は令和5年度からの3か年事業、令和5年度に実施する事業に関する補正となっております。

1点目のコンテナハウスの設計委託というのは、これはよたね広場に複合型の施設をコンテナで構築するための設計委託となっております。次のメタバースに関しましては、これは既存のメタバース事業の中に神津島のメタバースを入れてもらう、そのための構築で、今回の場合には、主に秋冬の神津島の季節感を映像として撮影するためのものとなっております。次に、観光アプリに関しましても、こちらも既存のアプリの中に神津島の部分が新たに参入して、いわゆる神津島の認知度を上げる、そういうことを目的としたものとなっております。最後のファンクラブ、こちらも神津島の魅力の発信、さらには神津島に関わりある関連人口の増加を目的とした事業の構築費となっております。

○議長（石田隆美智君） 6番、中村君。

○6番（中村親夫君） ただいまの説明でよく分かりました。

それで、もう一点伺います。

その下の工事請負費、前浜シャワー施設整備工事、当初は、たしか2千万円で計上してあります。先ほどの説明ですと、屋根の防水工事ということで500万円追加になったようなんですけれども、当初のときに、屋上と屋根と見て、そこら辺の防水対策ってやはり見抜けなかったんでしょうかね。それで追加になっているのでしょうか。

○議長（石田隆美智君） 産業観光課長、渡辺君。

○産業観光課長（渡辺匡哉君） こちらの工事費の追加に関しましては、6番議員さんご指摘のとおり、当初で計上できなかったかということなんですけれども、もともとこのシャワー室に関しましては、令和4年度に1階部分で完結する工事の予定でいました。それが、1階部分が狭いということで、1階に荷物置場、2階にシャワー室という形で分散して工事発注することになったんですけれども、その1階部分の工事やっている中で、外壁部分、あるいは屋上部分の劣化が激しいということが分かりましたので、今回、令和5年度の事業の中にその部分を追加して計上させていただきました。

○議長（石田隆美智君） 7番、鈴木君。

○7番（鈴木国忠君） 38ページ、農林水産業費の農業振興費の委託料、今回、神津島ファー

ム作業場新築工事設計委託料として500万円計上してあります。当初予算で、この関係の工事請負費で5,540万円計上してあるんですが、当然、これを考えれば、当初予算で計上してよかったのではないのかなと思うんですが、今回、この補正で500万円の委託料を計上した経緯の説明をしてください。

○議長（石田隆美智君） 産業観光課長、渡辺君。

○産業観光課長（渡辺匡哉君） こちらの神津島ファーム作業場新築工事設計委託料500万円の計上ですが、今回、令和5年度の工事としましては、ビニールハウスの建設で工事費等は組んであるんですけれども、当初、この神津島ファーム計画自体は令和4年の9月から計画が策定に入りまして、令和4年度で計画、令和5年度で施工という流れの中で、当初は、造成、伐採、抜根とハウスの建設のみだったんですが、10棟のハウスを建設する上で、ハウスに隣接して農業附帯設備としての作業場、あるいは農業機械の車庫というものが必要になりまして、新たに令和6年度にハウス5棟程度の増設と作業場の建設を計画しますが、その作業場の設計として今年度設計、令和6年度施工という流れで、今回補正させていただきました。

○議長（石田隆美智君） 7番、鈴木君。

○7番（鈴木国忠君） 当初予算で工事請負費で5,540万円計上してありますよね。これは関係ないんですか。

○議長（石田隆美智君） 産業観光課長、渡辺君。

○産業観光課長（渡辺匡哉君） 令和5年度の工事費5,500万円は、抜根、伐採とハウスの建設のみとなっております。

○議長（石田隆美智君） 1番、小林君。

○1番（小林正吾郎君） 44ページの観光費にちょっと戻るんですけれども、サステナブル・アイランド事業の4事業についてなんですけど、こちら東京都の10分の10補助だったと思うんですが、一般財源を充てられている理由をお伺いします。

○議長（石田隆美智君） 企画財政課長、高橋君。

○企画財政課長（高橋寛規君） こちらのサステナブル事業につきましては、ご指摘のとおり10分の10の補助事業とはなっておりますが、今後のスケジュールといたしまして、この事業計画を正式に東京都の認定を受けるステップがございます。今のところ、事業構想は認定を受けておるんですが、事業計画についてはまだ認定を受けておりませんので、まずは歳出だけ計上させていただいて、今後の補正で歳入については計上させていただくという考えでお

ります。

○議長（石田隆美智君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） すみません。同じところなんですけれども、こちらのサステナブル事業の委託先を教えてくださいたいのと、その構築するに当たって住民参加があるのかないのか説明を求めます。

○議長（石田隆美智君） 企画財政課長、高橋君。

○企画財政課長（高橋寛規君） このサステナブル事業の委託先につきましては、今回の補正をご承認いただいた後、指名委員会等で業者の選定を図らせていただくという予定でございます。

○議長（石田隆美智君） 産業観光課長、渡辺君。

○産業観光課長（渡辺匡哉君） このサステナブル・アイランド創造事業の住民参加に関しましては、先日、住民説明会のほうを開催させていただきました。また、サステナブル・アイランド創造事業の実施内容につきましては、今年度のものが追加になっておりますが、これ以後も他の事業等もありますので、それに関しましても住民説明等を今後実施していく予定となっております。

○議長（石田隆美智君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） 先日の住民説明会、関連になってくるかもしれないんですが、急遽の説明会だったのではないかなと思うんですけども、当日に村内放送が流れたと思うんですよ。事前に説明会がどんなものなのかとかの周知がしていなかったのではないかなというところが1点と、もう一つ、この構築に当たっては、住民参加の委員会なり何か立ち上げる予定というのはあるんでしょうか。

○議長（石田隆美智君） 産業観光課長、渡辺君。

○産業観光課長（渡辺匡哉君） 住民説明会の周知に関しましては、当日以外でも村内放送で呼びかけておりました。ただ、それが十分な期間があったかというのは、ちょっと正しいとは言えるかどうか分かりませんが、事前の告知等はしております。あと、文字放送等でも流しておりました。

それから、今後の住民参加ということですが、サステナブル、住民説明会以前にも地域交通に関する説明会、これは直接サステナブルとは関わっていませんが、サステナブル事業の中でも地域交通の構築等が項目としてあります。

今後、地域公共交通会議というのとはもともと村営バスの運行の際に立ち上げておりますが、

それを活用してサステナブルにも利用していきたいと考えております。

○議長（石田隆美智君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） この事業をするに当たっての委員会等を集めて会議、そういうものが開かれるのか、もしくは、先ほど課長の答弁ですと、もう説明会をするのみという認識でよろしいのでしょうか。

○議長（石田隆美智君） 産業観光課長、渡辺君。

○産業観光課長（渡辺匡哉君） 4番議員さんおっしゃっている住民説明会と、あるいは住民参加の協議会を立ち上げるのかという点に関しましては、住民全体での協議会等の立ち上げの予定はありませんが、個別案件に関しまして、例えば農業振興に関しましては、認定農業者さんを集めて意見をちょうだいする、あるいは、先ほどの地域交通においても事業者、関係者を集めての協議会を立ち上げる等は今後予定しております。

○議長（石田隆美智君） 1番、小林君。

○1番（小林正吾郎君） 同じページで商工総務費、委託料のプレミアム付き商品券と悪質商法対策事業の内容をそれぞれお伺いします。

○議長（石田隆美智君） 産業観光課長、渡辺君。

○産業観光課長（渡辺匡哉君） まず、プレミアム付き商品券の発行運營業務委託に関しましては、昨年実施しましたものと同規模を予定しております。ただ、昨年度は1万円に対してプレミアム分3千円で、1人当たり2冊購入、今回は、やはり1万円につきプレミアム3千円で、1人当たり3冊の購入可を計画しております。

悪質商法対策事業委託料に関しましては、これは10分の10補助となりまして、東京都のほうから悪質商法等に関する警鐘のチラシ等の作成委託という形で委託を受けております。

○議長（石田隆美智君） 7番、鈴木君。

○7番（鈴木国忠君） 36ページ、塵芥処理費で質問します。

海岸漂着物回収事業委託料として今回150万円計上してあるわけですが、漂着物の回収というのは、複数の海岸なのか、特定の海岸を指してやる事業なのかを説明願います。

○議長（石田隆美智君） 環境衛生課課長補佐、清水君。

○環境衛生課課長補佐（清水 太君） ご質問の海岸漂着物回収事業委託料に関しましては、回収場所が6か所を予定していきまして、前浜、長浜、返浜、沢尻、多幸湾、あとめいしの6か所を予定しています。

○議長（石田隆美智君） 7番、鈴木君。

○7番（鈴木国忠君） この委託料をどのような方に委託されるのか、漁業者にお願いするのか、あるいは建設会社に委託するのか、どちらなのでしょう。

○議長（石田隆美智君） 環境衛生課課長補佐、清水君。

○環境衛生課課長補佐（清水 太君） 委託先は、建設業協会さんにあっせんをお願いして、建設業者さんを予定しています。

○議長（石田隆美智君） 6番、中村君。

○6番（中村親夫君） 48ページ、道路新設改良費の14節工事請負費9千万円の減額となっておりますけれども、この理由の説明を求めます。

○議長（石田隆美智君） 建設課長、浜川君。

○建設課長（浜川浩一君） 減額の要因としましては、法面工事14号線、村道86号線、法面新設工事119号線の国庫補助金につきまして、6月の内示の割当ての際に、補助金の申請額より大幅に減少した内示額が提示されました。その減額の提示を受けて内部協議を行って、施設の新設工事の、これが119号線の前浜駐車場の上の法面なんですけれども、その工事については施工を翌年度、またはその次の年度にローリングすることにしました。法面工事村道14号線、これさっき議会承認いただき背負崎の法面についても規模を縮小して事業をすることとなりました。このため、工事請負費の減額を計上させていただきました。

○議長（石田隆美智君） 3番、清水君。

○3番（清水 勉君） 28ページの社会福祉総務費の繰出金、価格高騰支援給付金給付事業補助金600万円の計上ですけれども、これ計算すると1世帯当たり5万円、120世帯になるんですけれども、この理解でよろしいですか。

○議長（石田隆美智君） 福祉課長、小川君。

○福祉課長（小川徳正君） 3番議員さん、繰出金とおっしゃられましたが、これは負担金補助及交付金ということでよろしいでしょうか。

神津島村価格高騰支援給付金給付事業につきましては、これは非課税世帯が170世帯、家計急変世帯というのが30世帯ということで、200世帯を予定しております。1世帯につき3万円の給付金となります。

以上です。

○議長（石田隆美智君） 7番、鈴木君。

○7番（鈴木国忠君） 34ページ、保健センター費の委託料、今回167万2千円の計上ですが、この事業は新規ということですからけれども、具体的にどのような事業なのかを説明願います。

○議長（石田隆美智君） 保健医療課長、鈴木君。

○保健医療課長（鈴木龍也君） この事業につきましては、令和4年4月1日以降に出産また妊娠した方が対象となります。妊娠時に5万円、出産時に同じく5万円のギフト券を支給いたします。

このギフト券というのは、東京都指定の会社においてインターネット経由で子育て用品を注文することになりますが、この委託料は、指定業者との契約、東京都が契約相手となりますが、指定会社に対して支払うものとなっております。ギフト券を配るという事業となっております。

○議長（石田隆美智君） 7番、鈴木君。

○7番（鈴木国忠君） すみません。よく聞き取れないところがあったんですが、対象者は何名とか言ったんでしょうか。言っていなかったら教えてください。

○議長（石田隆美智君） 保健医療課長、鈴木君。

○保健医療課長（鈴木龍也君） 対象者は、14名と、あと予備名見まして、19名となっております。

○議長（石田隆美智君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） 同じところの委託料の出産子育て応援事業に係る事務委託料なんですが、これ国庫支出金のところと都支出金のところ、10ページのほうを見ますと、保健衛生費の補助金のほうで、出産・子育て応援事業費補助金のほうは55万7千円、2として、妊婦健康診査支援事業補助金のほうが16万3千円となっております。こちらの保健センター費のところには子育てのほうのやつは入っていて、国庫支出金の111万4千円が入っているんですが、妊婦健康診査支援事業補助金の16万3千円のところはどちらのほうに入っているんでしょうか。

○議長（石田隆美智君） 保健医療課長、鈴木君。

○保健医療課長（鈴木龍也君） おっしゃるとおり、予算書を見る限り財源充当が抜けているような感じですので、ちょっと確認させてください。

すみません。抜けていると先ほど回答しましたが、都支出金の72万円のほうに入っております。

10ページの保健衛生費補助金、ここに出産・子育て55万7千円と妊婦健診16万3千円が計上されており、この72万円が33ページの特定財源、都支出金として計上されております。

○議長（石田隆美智君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） その都支出金のほうの72万円と国庫支出金のほうの出産・子育て応援交付金を足すと183万4千円になるんですね。ただ、こちらのほうの委託料のところは167万2千円になっているので、その差額というんですかね、16万3千円分がどちらのほうに計上されているのかという質問です。

○議長（石田隆美智君） 保健医療課長、鈴木君。

○保健医療課長（鈴木龍也君） もともと当初予算で予算計上しておりましたが、歳入について、当初予算のほうには歳入が計上しておらず、それが採択されて、今回、歳入も補正に計上したということで、歳入と歳出が合わない状態となっております。歳入のほうが多い形となっておりますが、その分、もともと当初予算で一般財源としていたものが、今回、特定財源として入ってきたという形になります。

○議長（石田隆美智君） 5番、関君。

○5番（関 真樹君） 42ページの水産業振興費、負担金補助及交付金で食害生物等追払い対策事業費補助金、先ほどイルカ対策というふうにやったんですけれども、具体的にどのようなものなのか教えてください。

○議長（石田隆美智君） 産業観光課長、渡辺君。

○産業観光課長（渡辺匡哉君） この食害生物等追払い対策事業費補助金に関しましては、企財課長の説明でもありましたが、現在、神津島に限らず、都内におきましてイルカの食害の被害が多くなっております。このイルカの追い払いとして、いわゆる爆竹、轟音玉と呼ばれるものを、これは海に限らず陸の動物の駆除にも使われるものなんですけれども、この爆音によってイルカ追い払い、そのための経費及び、この爆竹を扱う際には講習を受けて、1年間の有効期間ありますので、その講習の受講費等を補助するものとなっております。

○議長（石田隆美智君） ここで2時55分まで休憩いたします。

（午後 2時35分）

○議長（石田隆美智君） 休憩を解きまして再開いたします。

（午後 2時55分）

○議長（石田隆美智君） 質疑の途中だったので、質疑をしてください。

4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） 42ページの水産業振興費の負担金補助及交付金、食害生物等追払い対

策事業費補助金332万円、こちら先ほど課長の説明で、イルカ等の被害を爆竹等で追い払う、その講習等の補助に充てるとあったんですが、そもそも爆竹って危険物だと思うんですけども、こちらを船に積み込んで、それで食害対策としてやるということだと思うんですけども、参加する漁業者というのは何名ぐらいを見込まれているのかということなんです。こちらのほうの説明を求めます。

○議長（石田隆美智君） 産業観光課長、渡辺君。

○産業観光課長（渡辺匡哉君） この講習への参加者が何名ぐらいかということは、こちら漁協のほう講習の主体となりますので、漁業者に告知しまして、その上で講師を派遣していただく、講習を受けてもらう。もともと以前は島外で講習を受けておりました。そうしますと、交通費等、自己負担がありますので、講師を島に派遣してもらう、島内で講習が受けられるようにする、そのための講師派遣料等も含んだ補助金となっております。

何名の予定という質問でしたが、特に、人数制限等はありませんので、漁協のほうで、今後、講習日程等を漁業者に対して告知して、受講してもらう。漁協として見れば、主にキンメの一本釣りの事業者を対象とした講習になると予定しております。

○議長（石田隆美智君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

日程第7、議案第34号については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたします。

◎議案第35号の上程、説明、質疑、採決

○議長（石田隆美智君） 続きまして、日程第8、議案第35号 「令和5年度東京都神津島村簡易水道特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

提案理由の説明を歳入歳出全款にわたり求めます。

環境衛生課課長補佐、清水君。

（環境衛生課課長補佐・説明）

○議長（石田隆美智君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑をしてください。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(石田隆美智君) 質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

日程第8、議案第35号については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(石田隆美智君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたします。

◎議案第36号の上程、説明、質疑、採決

○議長(石田隆美智君) 続きまして、日程第9、議案第36号「令和5年度東京都神津島村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」を議題とします。

提案理由の説明を事業勘定歳入歳出全款、直診勘定歳入歳出全款にわたり求めます。

福祉課長、小川君。

(福祉課長・説明)

○議長(石田隆美智君) 保健医療課長、鈴木君。

(保健医療課長・説明)

○議長(石田隆美智君) 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑してください。

3番、清水君。

○3番(清水 勉君) 30ページの需用費の医薬品衛生材料費、これ748万6千円追加となっているんですが、この医薬品について関連でお聞きしたいんですけども、先日もテレビで放送していたんですけども、医薬品が全国的に不足していると。神津のほうはどうかかなというふうにとちょっと調べたんですけども、実際に、処方日数を減らされるとか、1日の薬を3回から2回にするとかという事例が起きているんですよ。その辺、課長はご存じですか。

○議長(石田隆美智君) 保健医療課長、鈴木君。

○保健医療課長（鈴木龍也君） 子供用の解熱剤なんかが一時不足して、大人用のやつをすり潰したという時期は一時ありましたが、今言われているように、3回分を2回分に減らしたとか、そういう事例を私は聞いておりません。

○議長（石田隆美智君） 3番、清水君。

○3番（清水 勉君） 私が聞いているのは、せき止めと聞いているんですけども、大人の方です。まさか子供用のせき止めを飲んでいるんですかね。

○議長（石田隆美智君） 保健医療課長、鈴木君。

○保健医療課長（鈴木龍也君） 子供用の薬が一時不足ぎみになったという話は聞いておりますが、大人用のせき止めですとか解熱剤、そのような関係のやつが不足したというのは、ちょっと私のほうでは把握しておりません。

○議長（石田隆美智君） 3番、清水君。

○3番（清水 勉君） 分かりました。

その辺をよく調べていただいて、住民に対してPRなり何なり、そのような形を取ったほうがいいのではないですか。

○議長（石田隆美智君） 保健医療課長、鈴木君。

○保健医療課長（鈴木龍也君） そのPRというのは、薬は不足していないという形でPRするというのでしょうか。

○議長（石田隆美智君） 3番、清水君。

○3番（清水 勉君） 不足しているからというPRはできないんですか。

○議長（石田隆美智君） 保健医療課長、鈴木君。

○保健医療課長（鈴木龍也君） 現時点で不足しているという情報は私のところには来ておりませんので、もし診療所、上のほう、薬の在庫状況を確認して、不足しているということであれば、早急に不足分の在庫の確保ということになります。その確保も困難であるという状態になるのであれば、不足しているという形で住民の周知はしたいと思います。

○議長（石田隆美智君） 3番、清水君。

○3番（清水 勉君） 何かPRができないようなので、できたら今の状況をよく調べていただいて、どういう対応するかどうか分からないんですけども、その辺、課長のほうで調べていただければと思います。

○議長（石田隆美智君） 保健医療課長、鈴木君。

○保健医療課長（鈴木龍也君） 状況については確認させていただきます。

○議長（石田隆美智君） 2番、清水君。

○2番（清水勝彦君） 今回の同じページで備品購入費、マイナンバーオンライン資格認証システム購入とありますが、関連でお伺いしたいんですが、現在、本村でマイナンバー加入率、どのくらいあるのか。

○議長（石田隆美智君） 福祉課長、小川君。

○福祉課長（小川徳証君） 現在、令和4年度末時点で1,156名、61.6%が加入しております。

○議長（石田隆美智君） 2番、清水君。

○2番（清水勝彦君） 4割の方が加入していない。加入していない中で、なぜか。というのは、国が、厚労省のほうが大分保険証とのひもづけもおかしいとか、本人認証もちゃんとできないとか、いろんな事件が起きているわけなんですけど、これも資格認証システムですけども、神津島のほうで保健所とのひもづけはうまくいっているんですか。全員入っても大丈夫ですかという気持ちで4割の方が入らないのかなと、そう思うんですけども、いかがですか。

○議長（石田隆美智君） 福祉課長、小川君。

○福祉課長（小川徳証君） すみません、ちょっと手元に資料があって、8月20日現在のマイナンバーの申請数なんですけれども、1,813人の人口に対して1,501人、82.8%の方が申請を行っていただいております。そして、カードが送付されているのが1,339件ということで、73.9%の方がカードが届いているということになっておりまして、そこで、ひもづけがされているのが、そのうちの187名がひもづけされていて、27%の方がひもづけとなっているというような状況でございます。あくまでも国保加入者ということです。

○議長（石田隆美智君） 2番、清水君。

○2番（清水勝彦君） これで、関連ですから終わりにしますけれども、国のほうがはっきりしないせいもあるんですが、神津島のほうがこのマイナンバーと保険証とか、そういう資格認証のほうがスムーズに行くであろうという目安というのはあるんですか。

これ加入率、国は100%目指しているわけですよね。国がはっきりしない中で神津島でできるのかという問題もありますし、申込みはしたけれども、実際にカードをもらっていない、取りに行っていないという方も私も含めているんですけども、その辺があやふやで、みんな心配しているのかなと思うんですが、答えられる範囲で。

○議長（石田隆美智君） 福祉課長、小川君。

○福祉課長（小川徳証君） 2番議員がおっしゃるとおり、国もまだはっきりした回答という

のはいただいていないですし、私たちも指示をいただいておりますので、そういったことがちゃんとしっかりと説明できるようであれば説明していきたいというふうに思っております。

または、加入促進については、ちょっとコロナが島内でもちらほら見受けられるということで、この加入促進についても、やはり職員がお手伝いをして、加入できるような方法も取っていききたいというふうに考えておりますので、今のコロナの感染状況を見ながら、そういった促進も図っていききたいと思っております。

○議長（石田隆美智君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） 同じく28ページ、財産管理費の需用費、修繕費のところでは111万4千円、こちらの説明を求めます。

○議長（石田隆美智君） 保健医療課長、鈴木君。

○保健医療課長（鈴木龍也君） こちら財産管理費については、一般管理費というのは診療所施設内の管理費ですけれども、財産管理費というのは、医師住宅ですとか看護師住宅のものになります。

この中で、例えば看護師住宅、洗面台ですとか、ウォシュレット、あと浴槽を交換する予定のところもありますが、かなり、診療所の一般管理も含めてなんですけれども、財産管理の修繕というものがもう今年度は大幅に増えております。エアコンにしても今回、補正計上していますが、補正計上後にさらに壊れたというところが出てきておりますので、また補正が必要となりますが、今回の修繕については、職員住宅部分の洗面台、またウォシュレット、あとは浴槽交換という内容となっております。

○議長（石田隆美智君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） 職員住宅、看護師等の住宅のほうに関しては、私もちょっと聞く限り、もう古くなっているという話も聞いたので、そこら辺の修繕を快適にすることによって、向こうからいらっしゃった看護師の方たちが快適な住宅で住みやすくなるのかなと思ひまして、この先、人手不足となることが予想されますので、快適な住居というのは必要不可欠ではないかなと思ひまして、こちらの質問をさせていただきました。

○議長（石田隆美智君） 7番、鈴木君。

○7番（鈴木国忠君） 10ページ、一般管理費の委託料、今回の補正で、国保システム法改正対応作業委託料として99万円補正しています。この補正の内容とか理由は、要するに、作業内容そのものが増えたことによる補正なのか、当初予算と足すと151万8千円になるん

ですよね。その今回補正した内容を説明してください。

○議長（石田隆美智君） 福祉課長、小川君。

○福祉課長（小川徳桎君） この国保制度改正は、令和6年の1月から施行の法改正に伴いましてシステム改修を行っていくということで、当初より増額となったということでありましてよろしいでしょうか。

（「はい、結構です」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 1番、小林君。

○1番（小林正吾郎君） 24ページ、带状疱疹ワクチンについてなんですが、現在の接種済者の人数と申込み済みでこれから接種される人数をお伺いします。

○議長（石田隆美智君） 保健医療課長、鈴木君。

○保健医療課長（鈴木龍也君） これ8月1日に接種を行ったんですが、その時点のデータしか今ないんですが、8月10日現在で接種人数70名となっております。一番多いのが50代、26名、37%、60代、25名、36%、70代、15名、21%、80代、4名で6%となっております。接種後に、何件申込みがあったかというのはちょっと今把握できておりません。

○議長（石田隆美智君） 1番、小林君。

○1番（小林正吾郎君） 関連になるんですけども、秋以降、新型コロナウイルスワクチンの接種など、予定はありますでしょうか。

○議長（石田隆美智君） 保健医療課長、鈴木君。

○保健医療課長（鈴木龍也君） コロナワクチンの一般接種につきましては、11日から15日の間に受付を開始するという予定で、今調整をしております。今月11日から15日の間を予定しております。

○議長（石田隆美智君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

日程第9、議案第36号については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたします。

◎議案第37号の上程、説明、質疑、採決

○議長（石田隆美智君） 続きます、日程第10、議案第37号 「令和5年度東京都神津島村農業集落排水特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

提案理由の説明を歳入歳出全款にわたり求めます。

環境衛生課課長補佐、清水君。

（環境衛生課課長補佐・説明）

○議長（石田隆美智君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑をしてください。

2番、清水君。

○2番（清水勝彦君） 10ページの委託料でお伺いします。

農業集落排水処理場制御盤機器現地調査委託料とあります。270万6千円、これ調査するだけで270万6千円ですか。その辺がよく分からない。

○議長（石田隆美智君） 環境衛生課課長補佐、清水君。

○環境衛生課課長補佐（清水 太君） 今回の委託料に関しましては、今年の6月に、警報等の異常が発生していないにもかかわらず、汚泥の処理が数時間停止する事案が発生したため、その原因の調査や機器の更新のための調査を行うための委託です。

○議長（石田隆美智君） 2番、清水君。

○2番（清水勝彦君） 私がさっき聞いたことがそのとおりなんですね。調査の委託料なんですね。どこかを修繕したとか、そういうことではないんですね。

○議長（石田隆美智君） 環境衛生課課長補佐、清水君。

○環境衛生課課長補佐（清水 太君） 調査のための委託になります。

○議長（石田隆美智君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

日程第10、議案第37号については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたします。

ここで3時50分まで休憩します。

(午後 3時34分)

○議長（石田隆美智君） 休憩を解きまして再開いたします。

(午後 3時50分)

◎議案第38号の上程、説明、質疑、採決

○議長（石田隆美智君） 続きまして、日程第11、議案第38号 「令和5年度東京都神津島村
介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

提案理由の説明を歳入歳出全款にわたり求めます。

福祉課長、小川君。

(福祉課長・説明)

○議長（石田隆美智君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑してください。

質疑ございませんか。

2番、清水君。

○2番（清水勝彦君） 8ページの3介護保険保険料低所得者繰入金85万2千円とありますが、
これは何名ぐらいを対象にしているのでしょうか。

○議長（石田隆美智君） 福祉課長、小川君。

○福祉課長（小川徳柱君） すみません、人数についてちょっと把握していないもので、後ほ
どお答えさせていただきます。すみません。

○議長（石田隆美智君） ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（石田隆美智君） 質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

日程第11、議案第38号については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（石田隆美智君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたします。

◎議案第39号の上程、説明、質疑、採決

○議長（石田隆美智君） 続きまして、日程第12、議案第39号 「令和5年度東京都神津島村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

提案理由の説明を歳入歳出全款にわたり求めます。

福祉課長、小川君。

（福祉課長・説明）

○議長（石田隆美智君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑してください。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

日程第12、議案第39号については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたします。

（「議長、よろしいでしょうか。先ほどの人数が分かりました」の声あり）

◎答弁保留の答弁

○議長（石田隆美智君） 福祉課長、小川君。

○福祉課長（小川徳柁君） すみません。先ほどの介護保険特別会計予算の中で、2番議員の質問にありました介護保険保険料低所得者繰入金の実績の件数ですが、238名ということがございます。

○議長（石田隆美智君） よろしいですか。

◎延会の宣告

○議長（石田隆美智君） ここでお諮りします。

本日の会議はこれで延会とし、明日 9 時30分から再開したいと思います、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (石田隆美智君) 異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会といたします。

(午後 4 時 0 0 分)

令和 5 年 9 月 7 日

(第 2 号)

令和5年第3回神津島村議会定例会会議録

議事日程（第2号）

令和5年9月7日（木曜日）午前9時30分開議

- 第 1 認定第1号 令和4年度東京都神津島村一般会計歳入歳出決算の認定
第 2 認定第2号 令和4年度東京都神津島村簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定
第 3 認定第3号 令和4年度東京都神津島村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
第 4 認定第4号 令和4年度東京都神津島村農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定
第 5 認定第5号 令和4年度東京都神津島村介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定
第 6 認定第6号 令和4年度東京都神津島村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定
第 7 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に伴う報告

出席議員（7名）

1番	小林 正吾郎 君	2番	清水 勝彦 君
4番	鈴木 佑典 君	5番	関 真樹 君
6番	中村 親夫 君	7番	鈴木 国忠 君
8番	石田 隆美智 君		

欠席議員（1名）

3番 清水 勉 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	前田 弘 君	副 村 長	桜井 隆明 君
教 育 長	清水 一正 君	総 務 課 長 (情報通信課長兼務)	鈴木 敦 君
企画財政課長	高橋 寛規 君	福 祉 課 長	小川 徳 柁 君
保健医療課長	鈴木 龍也 君	建 設 課 長	浜川 浩一 君
産業観光課長	渡辺 匡哉 君	教 育 課 長	氏井 重和 君

保 育 園 長	藤 井 小百合 君	企 画 財 政 課	清 水 国 光 君
環 境 衛 生 課	清 水 太 君	課 長 補 佐	
課 長 補 佐		代 表 監 査 委 員	土 谷 良 顕 君

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	土 谷 文 康 君
-------------	-----------

傍聴人（1名）

新 井 正 浩 君

◎開議の宣告

○議長（石田隆美智君） おはようございます。

延会を解きまして、再開いたします。

会議に入る前に報告します。

本日、代表監査委員である土谷良頭君が出席しております。

続きまして、3番、清水 勉議員より、体調不良のため欠席したいとの申出があり、本日の会議を欠席しております。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

◎保健医療課長発言

○議長（石田隆美智君） 続きまして、保健医療課長より、発言の申出がありましたので、これを許可します。

保健医療課長、鈴木君。

○保健医療課長（鈴木龍也君） 昨日、3番議員より質問のありました診療所の薬の在庫状況ですが、昨日は私のほうで把握できていないというふうに答弁いたしましたが、議会終了後、診療所、また医師と話をいたしまして、お配りの資料、9種類において現在不足ぎみだということが確認されました。

特にこのメジコン錠と小児用のメジコン、あとアスベリン散というやつなんですけれども、これが特に小児用のやつが不足しているということでしたので、お配りした表と同じ内容のものを診療所内に4か所既に掲載しております。

また、この薬は全てコロナを含む風邪関係の薬になりますけれども、特に不足しているメジコン錠などは必要最低限のみの処方となっており、院内処方で5日分、これは症状によって3日とか5日とか、これは医師の判断で症状によって変わりますが、大体5日分プラス院外処方、これは神津島は竹内薬局というところを使用しておりますが、ここから送られてくるものが5日から7日分という状況であるということが確認されました。

また、医師との話では、軽症の症状の方、症状が軽い方については、市販薬で対応できれば大変助かるということでした。また、コロナキット、現在診療所において1,980円で販売しているものがありますけれども、発熱外来ではなく自主検査で対応していただければ医師、

看護師のほうも助かるということでした。

市販薬での対応、自主検査により重症者に対する薬品確保や医師、看護師の負担軽減につながるため協力をしていただきたいということでしたので、この内容について文字放送及び村内放送で周知する予定であります。ただ、コロナキットにおいては現在注文しておりますが、在庫のほうが少なくなっておりますので、コロナキットについては在庫が確保できた時点で文字放送等の周知は行いたいと思います。

また、今週いっぱい医師が1名体制となっております。通常よりも待ち時間が長くなるということがございますので、もしいつもより待ち時間が長いというようなことを住民の方からお聞きになりましたら、そのような状態であることをお伝えいただければ幸いです。

以上のように報告いたします。

◎認定第1号の上程、質疑、採決

○議長（石田隆美智君） 日程第1、認定第1号 「令和4年度東京都神津島村一般会計歳入歳出決算の認定」を議題とします。

審議に入る前に、監査報告を土谷代表監査委員に求めます。

代表監査委員、土谷君。

○代表監査委員（土谷良顕君） それでは、議長の指名を受けまして、令和4年度神津島村一般会計及び特別会計の決算審査結果についてのご報告を行います。

監査実施は令和5年7月27日、関 真樹委員と行いました。

審査の概要、結果については次のとおりでございます。

検査の対象は、先ほども申しましたとおり、一般会計の令和4年度、特別会計令和4年度。

検査期間は、令和4年4月1日から令和5年5月31日。

審査の概要。

提出された令和4年度一般会計及び特別会計（5会計）それぞれの決算書の計数の確認、歳入歳出決算書及び事項別明細書の収支科目、予算計上額の確認をしました。また、予算書の予算科目、予算計上額の確認をいたしました。

歳入歳出決算書の各会計の実質収支額は、各会計の預金残高及び金融機関の残高証明書と一致していることを確認し、また各基金の保有額についても預金残高と一致していることを確認した。

会計別に事項別明細書により予算の執行状況を確認し、歳入については村税・国保税・使

用料等について確認した。

4、審査の結果。

審査に付された令和4年度の一般会計及び特別会計（5会計）それぞれの決算書等について、歳入歳出決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書等は適正に作成され、内容について審査したところ計数は関係帳簿と符合し適正であると認めました。

以下、総括については、お手元にございますとおりでございますので、説明、朗読を省略させていただきますと思います。

以上です。

○議長（石田隆美智君） 報告が終わりました。

令和4年度の決算書は事前に配付されており、説明は省略します。

それでは、一般会計決算の歳入歳出全款にわたり質疑してください。

6番、中村君。

○6番（中村親夫君） 116ページ、観光費の中で10節の需用費231万2,541円の不用額が出ておりますけれども、この説明を求めます。

○議長（石田隆美智君） 産業観光課長、渡辺君。

○産業観光課長（渡辺匡哉君） 観光費における需用費の不用額231万2千円余りが不用額となっておりますが、これの大きな要因としましては主に修繕料、村営バスあるいは観光施設の修繕料、突発的な修繕等もありますので、減額等はしないでそのまま残しておいたものが修繕等なく不用額となったものが大きな要因となっております。

○議長（石田隆美智君） 6番、中村君。

○6番（中村親夫君） 同じく116ページの12節委託料で127万9,487万円が不用額となっておりますので、この説明を同じく求めます。

○議長（石田隆美智君） 産業観光課長、渡辺君。

○産業観光課長（渡辺匡哉君） 委託料の不用額127万9千円余りの不用に関しましても、これは観光施設の管理清掃委託、海岸整備等の予算を計上してありまして、台風等ありました際に海岸漂着物の清掃等に利用する予算となっております。こちらが約60万円の不用額。

それからもう一点、観光施設の維持管理業務、こちらのほうも観光施設あるいは草払い、施設の修繕等の管理委託料、こちらがおよそ65万円の不用額となっております。

これも両方ともなかなか突発的なものが発生する可能性がありますので、減額等をせずに不用額となったものです。

○議長（石田隆美智君） 6番、中村君。

○6番（中村親夫君） 不用額になっても、また来年度にこの金額を生かして、次の予算に反映していくのも一つの方法だと思うんです。

以上です。

○議長（石田隆美智君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） 同じく商工費の観光費のところ、120ページのところの備考で、前浜荷物預かりステーション改修工事477万4千円、こちらのほうはもう終了しているかと思うんですけれども稼働していないかと思うんですけれども、こちらのほうの前浜荷物預かりステーションはなぜ稼働されていないのでしょうか。

○議長（石田隆美智君） 産業観光課長、渡辺君。

○産業観光課長（渡辺匡哉君） 前浜荷物預かりステーションのほうは、工事自体は令和4年度に完了してしまっていて、令和5年度より稼働の予定でございました。この荷物預かりステーションのほうは運営そのものを観光協会にお願いするということで整備したんですけれども、観光協会のほうが現在人員不足ということで、荷物預かりステーションのほうに人員を割けないということで、今年度の運用を見送ったということをお知らせしております。

○議長（石田隆美智君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） これはたしか令和4年度のときにも人員は確保は大丈夫なんですかという話がほかの議員さんから出たと思うんですけれども、そのときには大丈夫というお話だったと思うんですけれども、これは何か観光協会のほうで人員が辞めしまったとか、何かそのような理由があったのか。また、今後どうしていくのかということではございますか。

○議長（石田隆美智君） 産業観光課長、渡辺君。

○産業観光課長（渡辺匡哉君） 観光協会のほうの人員減につきましては、今年の1月に職員が1名退職したということがあります。それ以前では対応できるということだったんですけれども、急遽退職ということがありまして職員の減が発生しました。

今後の対応としまして、観光協会等とも協議を行っておりますが、人材募集をかけてもなかなか集まらない状況、これは協会だけではなく役場の他の施設でも同様のことが言えますので、産業観光課だけでなく村全体として考えていかなければいけないかなとは私どもも思っておりますので、今後様々な対策等を検討していきたいと考えております。

○議長（石田隆美智君） ほかにございせんか。

4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） 10ページ、村税のところでお伺いします。

1目個人のところで、2節滞納繰越分、不納欠損が9万9,484円、こちらの説明を求めます。

○議長（石田隆美智君） 企画財政課長、高橋君。

○企画財政課長（高橋寛規君） 村民税個人の不納欠損9万9千円ほどの内容につきましては、これは該当の方1名となります。この方、島外の方でして、島外で亡くなられたということが分かりましたので、不納欠損とさせていただきます。

○議長（石田隆美智君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） その下の固定資産税のところの1節現年課税34万9,500円、こちらは毎年沢尻の件だと思うんですけども、こちらのほうの進捗状況等がありましたら説明を求めます。

○議長（石田隆美智君） 企画財政課長、高橋君。

○企画財政課長（高橋寛規君） こちら固定資産税の34万9千円ほどの不納欠損につきましては、ご指摘のとおり沢尻ホテルの不納欠損となり、該当の法人は3法人となります。毎回ご説明はさせていただきますが、法人の実態がないということで現年で不能欠損とさせていただきます。

また、ご質問の今の進捗というところなのですが、まず東京都と今足並みをそろえて、こちらの3法人についてどのように整理をしていくかということで、まず一つの側面といたしまして、まず今まで課税したものを債権として権利を主張するために、公示送達という手続を裁判所に申し立てるための手続を進めております。

また一方で、最終的にその土地が除却できるとか取壊しができたときにどうしていかうかということで、その後の利活用についても東京都と足並みをそろえて今後の方針を考えているという状況でございます。

○議長（石田隆美智君） ほかにございませんか。

4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） 84ページ、民生費、4目児童福祉施設費、こちらのほうの10節需用費、こちらの不用額の36万8,006円、こちらの説明を求めます。

○議長（石田隆美智君） 保育園長、藤井君。

○保育園長（藤井小百合君） こちらの需用費の36万8,006円の不用額ですが、こちらはまず保育園関係の需用費とあと光熱水費等々ありまして、主なものは光熱水費が電気料の高騰と

かを見込んでいたんですけれども、見込んだほど電気料がかからなかったということで、光熱水費として約15万円ほど不用額として残っております。

あとは保育園関係でいろいろ教材費等々、活動用に需用費があるんですけれども、そちらのほうも約10万円ほど不用額として残っております。

主な大きなものはこの2点でございます。

○議長（石田隆美智君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） こちらのほうには修繕費のほうも入るかと思うんですけれども、こちらのほうの修繕費のほうに備考のほうですと施設修繕費のところ3万1,900円、当初予算を見ますと20万円となっていたと思うんですけれども、こちらの修繕についてなんですけれども、保育園内の修繕を行ったのかと思うんですけれども、今保育園の道路の入り口のところにアーケードのようなものがあるんですけれども、雨よけですね、そちらのほうももう壊れている状況だと思うんですけれども、そういうふうに修繕のほうに回せたりとか、あとはまた園庭なんですけれども、園庭も今まで雨が降るとすのこを敷いて歩いていた状況が、たしか昨年に修繕をして、今はコンクリートが敷いてある状況なんですけれども、園庭自体がもう既に石が浮いてきていて砂がもうなくなってきていて、園庭を修繕する必要があるのではないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（石田隆美智君） 保育園長、藤井君。

○保育園長（藤井小百合君） 園庭につきましては表層の土が大分減っております、やはり中層というんですか、硬い土が出てきている状況で、それは把握をしております。

雨が降りますと園庭に水がたまるんですけれども、その排水がなかなか抜け切らなかったり、それが通園路にちょっとそのまま直接流れる方法しかなかったんですけれども、それをご指摘をいただいて、通園路だけのほうはふさいでいただきまして、園庭の中に本来は排水路が1か所ですけれどもあるので、そちらのほうに流れるようにちょっと改修をいたしまして、少しは流れはよくなったのかなと思います。

園庭の改修につきましては、確かにもう改修はしなければいけないという必要性はありますので、今後園庭の改修についてはどのようにしていったらいいかという計画をまず立てまして、それで改修はしていく予定はあります。

○議長（石田隆美智君） 2番、清水君。

○2番（清水勝彦君） 108ページの地籍調査費でお伺いします。

委託料予算992万円で不用額が497万円、約半分しか使っておりません。この不用額になっ

た原因はどういうことでしょうか。

○議長（石田隆美智君） 建設課長、浜川君。

○建設課長（浜川浩一君） 不用額の要因なんですけれども、地籍管理システムのアップグレードの再検討に伴う不用額となります。地籍システムについてはクラウドの移行を予定しておりましたが、昨年の11月の東京都のクラウドセキュリティーの変更に伴い、新規で構築したシステムに変更作業が必要となりました。当初、システムの構成変更についてはW i - F i 等で対応が可能と考えておりましたが、2月下旬の協議の中で想定期間より校正作業がかかるとの報告を受けたため、この委託を急遽中止することになりました。それに伴う不用額の計上となります。

○議長（石田隆美智君） 2番、清水君。

○2番（清水勝彦君） 委託の目的の趣旨は、ではまだ全部終わっていないという解釈でよろしいんですか。

○議長（石田隆美智君） 建設課長、浜川君。

○建設課長（浜川浩一君） 2番議員のおっしゃるとおり、委託に関してはまだ契約もされていない状態にあります。今後、このシステムの構築に対応する作業を今行っておりますので、新年度、令和6年度もしくは令和7年度に改めて計上させていただきます。

○議長（石田隆美智君） 保育園長、藤井君。

○保育園長（藤井小百合君） すみません、先ほど4番議員からご質問がありました84ページの需用費の不用額について、ちょっと回答が誤りましたので、もう一度回答し直しさせていただきます。

児童福祉総務費の内容で報告してしまいましたので、児童福祉施設費の不用額につきましては、これは施設関係の消耗品等々の購入になりまして、あとは給食用の食器ですとか用品とかをこの施設費のほうで購入しております。

この不用額につきましては、主な要因は清掃用品等々、あとは除菌用の洗剤等々が想定したよりも購入した量が少なかったということで不用額で残っております。

○議長（石田隆美智君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） 114ページ、2目水産施設費、こちらのほうの17節備品購入費330万円、こちらはよっちゃーれセンターの3Dフリーザーの購入費だと思われます。こちらを購入した後、どのようによっちゃーれセンターが変わったのか、説明を求めます。

○議長（石田隆美智君） 産業観光課長、渡辺君。

○産業観光課長（渡辺匡哉君） 3Dフリーザー購入後のよっちゃーれの変化ということなんですけれども、見た目的な変更というのは特に今見受けられませんが、運用において夏季の大量に材料を仕入れる時期のものを冬場でも安定して供給できるようになったと、それから今年の島じまんにおいても漬け井等の材料、あるいはお土産品としての生アカイカ等の保存に非常に活用させていただきました。

以上です。

○議長（石田隆美智君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） そのフリーザーで作ったお刺身等を2階で提供しているということはあるんでしょうか。

また、作られたものを住民の宿とかが購入することも可能なんですか。

○議長（石田隆美智君） 産業観光課長、渡辺君。

○産業観光課長（渡辺匡哉君） フリーザーで保存した食品の2階での活用というのは実施しております。

一般に対する販売に関しましては、確認して後ほどご連絡させていただきます。

○議長（石田隆美智君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） 162ページ、2目体育施設費のところ備考欄のところちょっとお伺いしたいのが、プールの水質検査、プールろ過装置保守点検委託料など、プール清掃費等全て込むと51万8,800円、こちらのプールのちょっと関連になるかと思うんですけれども、稼働率というのは年間どのぐらいあるのでしょうか。

○議長（石田隆美智君） 教育課長、氏井君。

○教育課長（氏井重和君） プールのほうの稼働率ですが、毎年各学年10回程度のプール指導が行われます。全学年で60回。それで、大体6月の中旬頃から始まり、7月の中旬までの1ヶ月間で終える内容で60回のプール指導が行われているということです。そのほか7月の夏季、夏休みに入ってから5日間、夏休み中のプール指導というものが行われます。それ以外の使用はございません。

○議長（石田隆美智君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） このプールは水泳指導のための施設かと思うんですけれども、住民の福祉増進とか健康増進のためにプールの使用等をされたらいかがかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（石田隆美智君） 教育課長、氏井君。

○教育課長（氏井重和君） 過去にもそのような話が出たことがあるのではないかなとは思ってはいるんですけども、大変非常に難しい話で、もちろん児童が学校の教育の中でプールの指導を受けるというところで、衛生面の安全を確保した上で実施しております。そのプールを使用していない間、ほかの一般の方々もしくは住民の方々に使用をさせるというのは、やはり衛生・安全面上大変難しい問題であり、またそれを管理運営する上でも困難な話だということに理解しているところでございます。ということで、今現在はそのような方向性を考えてはおりません。

○議長（石田隆美智君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（石田隆美智君） 質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

日程第1、認定第1号については、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定いたします。

ここで10時20分まで休憩します。

（午前10時00分）

○議長（石田隆美智君） 休憩を解きまして再開いたします。

（午前10時20分）

◎産業観光課長発言

（「議長、産業観光課長です」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 産業観光課長、渡辺君。

○産業観光課長（渡辺匡哉君） 先ほどの決算の質疑の中で、4番議員さんより出ましたよっちャーれセンターの3Dフリーザーの利用につきまして回答いたします。

もともと急速冷凍ということで鮮度保持をして長期保存できるという機械ですので、主に魚の切り身等、急速冷凍して活用しています。2階への刺身の提供、それから1階への加工品にも使っております。

一般の宿等での注文等に対応できるかということなんですけれども、こちらのほうは時期

と人手等も関係しますので、要相談の上、応じることも可能だということをよっちゃんセンターから聞いております。

以上、報告を終わります。

○議長（石田隆美智君） ただいまから、副村長が出席しております。

◎認定第2号～認定第6号の上程、質疑、採決

○議長（石田隆美智君） ここでお諮りします。

日程第2、認定第2号 「令和4年度東京都神津島村簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定」から日程第6、認定第6号 「令和4年度東京都神津島村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」までを一括上程したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 異議なしと認めます。

よって、認定第2号から認定第6号までを一括上程することに決定しました。

特別会計についても決算書が事前に配付されております。説明は省略します。

それでは、認定第2号から認定第6号までの歳入歳出全款にわたり質疑してください。

質疑ございませんか。

4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） 簡易水道特別会計のところの12ページ、1款総務費、1項総務管理費、3目基金積立金391万8千円、こちらの不用額の説明を求めます。

○議長（石田隆美智君） 環境衛生課課長補佐、清水君。

○環境衛生課課長補佐（清水 太君） それでは、簡易水道、24節積立金391万8千円の不用額の説明をいたします。

この基金積立金に関しましては、令和4年度最終補正にて歳入歳出の調整のため381万8千円を追加し補正にかけましたが、その後支出行為を行うことをしていませんでした。それによる不用額になります。今後そういうことのないように、予算の管理、確認等を徹底していきたいと思っております。すみませんでした。失礼しました。

○議長（石田隆美智君） ほかにございませんか。

2番、清水君。

○2番（清水勝彦君） 10ページの総務費の中で伺います。

11節役務費、予算総額は約400万円、それに対して不用額が70万円と、20%まではいきま

せんけれども不用額になっております。説明を求めます。

○議長（石田隆美智君） 環境衛生課課長補佐、清水君。

○環境衛生課課長補佐（清水 太君） 簡易水道一般管理費、11節役務費の不用額71万8千円について説明いたします。

主な理由としまして、水質検査料臨時検査分の見込みが残った額の不用額となります。

以上です。

○議長（石田隆美智君） 2番、清水君。

○2番（清水勝彦君） 先ほどの説明にもありましたけれども、やはり予算立てをするときにちゃんと前年度の予算を見ながら、決算を見ながら進めていかないと、単純に金額を載せて予算を増やして、結果不用額になると、そういうことはあってはならないことだと思いますので、以降気をつけて予算運営してください。

同じページで、需用費でお伺いします。

これ80万円ぐらい不用額となっておりますが、いろんな事業をやめた関係で不用になったんでしょうか。

○議長（石田隆美智君） 副村長、桜井君。

○副村長（桜井隆明君） この80万円の不用額の主な内容なんですけれども、これは電気料で約54万円ほど不用額として発生しております。これは電気料の高騰による補正を行ったんですが、それが見込額が大きかったということで不用額として発生してしまいました。

○議長（石田隆美智君） 2番、清水君。

○2番（清水勝彦君） 先ほど保育園のほうでもありましたけれども、電気料を過大に見積もった結果として不用額になったと、こういう理解でよろしいんですか。

○議長（石田隆美智君） 企画財政課長、高橋君。

○企画財政課長（高橋寛規君） 全般的に電気料が見込みが甘かったのかと、高騰の関係もあるんですが、その一方で令和5年の2月からの電気料が、国の電気・ガス価格激変緩和対策事業というのが東京電力さんのほうで認められまして、一部ちょっと電気料が下がったというところもありますので、余裕を持って電気料を計上したところもありますが、一方で電気料が少し見込みより下がったというところもあるので、不用額として残っているとご理解いただければと思います。

○議長（石田隆美智君） ほかにございませんか。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

認定第2号から6号まで、1件ずつ順にお諮りします。

日程第2、認定第2号 「令和4年度東京都神津島村簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定」については、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定いたします。

次に、日程第3、認定第3号 「令和4年度東京都神津島村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定」については、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定いたします。

次に、日程第4、認定第4号 「令和4年度東京都神津島村農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定」については、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定いたします。

次に、日程第5、認定第5号 「令和4年度東京都神津島村介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定」については、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定いたします。

次に、日程第6、認定第6号 「令和4年度東京都神津島村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」については、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定いたします。

◎地方公共団体の財政の健全化に関する法律に伴う報告

○議長（石田隆美智君） 続きまして、日程第7、「地方公共団体の財政の健全化に関する法

律に伴う報告」として、同法第3条に基づく健全化判断比率並びに同法第2条に基づく資金不足比率について、土谷代表監査委員に報告を求めます。

代表監査委員、土谷君。

○代表監査委員（土谷良顕君） それでは、議長の指名によりまして、財政指標の審査結果につきまして報告いたします。

地方公共団体の健全化に関する法律第3条及び第22条の規定に基づき、令和5年8月31日、関監査委員とお手元に配付しております会議資料を基に、令和4年度決算における「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」「資金不足比率」の5項目について、算定の基礎となる事項及び指標の審査をいたしました。

その中で、本村の対象となる実質公債費比率は2.5%、将来負担比率はマイナス164.4%と、いずれも早期健全化基準以下であり、適正であることを確認いたしました。

また、その他の比率及び収支についても書類の審査を行い、各比率とも適正であることを確認いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（石田隆美智君） ご苦労さまでした。

報告が終わりました。

引き続き、前田村長に報告を求めます。

村長、前田君。

○村長（前田 弘君） それでは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に伴う報告をさせていただきます。

平成19年6月22日に公布された地方公共団体の財政の健全化に関する法律、これに基づきまして、地方公共団体の長は、決算に基づく健全化判断比率と資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見をつけて健全化判断比率を議会に報告し、住民に公表することと、このように規定されております。

総務省は、地方自治体の財政破綻を認定する際の基準を示しております。従来、破綻認定とされた財政指標だけでは実態を把握できないため、新たに健全化判断比率として4つの財政指標、この4つは「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」並びに公営企業会計、神津島村においては集排会計と簡易水道特別会計、これがありますが、これらの経営状態を判断するための資金不足比率に基づいて、各地方公共団体の財政状況を把握するよう規定されておるところでございます。

指標が早期健全化基準を上回った自治体は速やかに健全化計画を策定する義務を負い、翌年度からその計画に基づいて歳出削減を進めなければならなくなり、財政再生基準を上回った自治体は財政が破綻に当たると認定され、地方債の発行が制限され、予算の変更を国が勧告できるようになるなど、国の管理下に置かれる色彩が強まります。

本村におきましても、報告義務に基づく健全化判断比率と資金不足比率並びにその算定基礎事項を記載した書類を監査委員の審査に付した結果、ただいま監査報告のとおり、健全化判断比率内であることを報告いたします。

今後の推移といたしましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率については、これまでどおり赤字決算になることは考えにくいものですが、実質公債費比率、将来負担比率につきましては、令和2年度からの事業である清掃センター施設整備補修工事、これらの事業の実施に伴い、4か年合計3億2千万円の借入を予定している。このことから、今後も比率の上昇が予想されるところでございます。

さらに、地方交付税及び特別交付税につきましても、今まで以上に厳しい状況が予想されるため、神津島村といたしましてもより一層の歳入財源の確保、経常経費の削減を実施するとともに、基金の積立て、確保を図らなければならないと考えております。

各種基金残高ですが、財政調整基金残高は令和4年度末で10億6,660万円となっており、令和3年度末の残高から1億5,025万円積み増しとなっております。減債基金では5万円の積立てを行い、残高は2億7,903万円、公共施設整備基金では9,005万円の積立てを行い、残高は6億465万1千円、ふるさとづくり基金では1,505万円の積立てを行い、残高は1億5,513万9千円となり、令和4年度末の基金残高は、合計で前年比2億4,973万4千円増の21億1,361万円となりました。

今後実施予定としている大規模な事業の計画的な実施に向け、引き続き安易な基金の取崩しはせず、確実な財政運営が求められるところでございます。

なお、神津島村の令和4年度決算に基づく財政指標につきましては、会議資料として提出しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

以上、報告を終わります。

◎散会の宣告

○議長（石田隆美智君）　　ここでお諮りします。

本日の会議はこれで散会とし、明日から9月27日までの20日間を休会とし、9月28日木曜

日、午前9時半から再開したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(石田隆美智君) 異議なしと認めます。

よって、本日はこれで散会とします。

お疲れさまでした。

(午前10時40分)

令和 5 年 9 月 2 8 日

(第 3 号)

令和5年第3回神津島村議会定例会会議録

議 事 日 程 (第3号)

令和5年9月28日(木曜日)午前9時30分開議

追加日程

第 1 議案第40号 神津島村営住宅使用条例の一部を改正する条例

第 2 議案第41号 令和5年度東京都神津島村一般会計補正予算(第4号)

出席議員(8名)

1番	小林 正吾郎 君	2番	清水 勝彦 君
3番	清水 勉 君	4番	鈴木 佑典 君
5番	関 真樹 君	6番	中村 親夫 君
7番	鈴木 国忠 君	8番	石田 隆美智 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	前田 弘 君	副 村 長	桜井 隆明 君
教 育 長	清水 一正 君	企画財政課長	高橋 寛規 君
福祉課長	小川 徳 君	建設課長	浜川 浩一 君
保育園長	藤井 小百合 君	保健医療課 主 幹	清水 弘美 君
総務課 課長補佐	高橋 基樹 君	教 育 課 課長補佐	佐野 弘明 君

事務局職員出席者

事務局 長 土谷 文康 君

傍聴人(1名)

新井 正浩 君

◎開議の宣告

○議長（石田隆美智君） おはようございます。休会を解きまして再開いたします。

会議に入る前に報告いたします。

本日、総務課長、鈴木君、産業観光課長、渡辺君、保健医療課長、鈴木君、教育課長、氏井君及び空港消防所長、清水君より欠席の連絡を受けております。

また、総務課課長補佐、高橋君、保険医療課主幹、清水君、教育課課長補佐、佐野君が本日の会議に出席しております。

（午前 9時30分）

◎日程の追加について

○議長（石田隆美智君） ここで、追加日程についてお諮りします。

本日、前田村長から議案第40号 神津島村営住宅使用条例の一部を改正する条例及び議案第41号 令和5年度東京都神津島村一般会計補正予算（第4号）の2案件が提出されております。

これを日程に追加し、議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 異議なしと認めます。

よって、直ちに本日の会議を開きます。

◎議案第40号の上程、説明、質疑、採決

○議長（石田隆美智君） それでは、追加日程第1、議案第40号 神津島村営住宅使用条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、浜川君。

○建設課長（浜川浩一君） 議案第40号 神津島村営住宅使用条例の一部を改正する条例。

神津島村営住宅条例（昭和25年条例第51号）の一部を次のように改正する。

令和5年9月28日提出。

神津島村長名。

それでは、議案第40号についてご説明いたします。

今回の改正は、村営住宅H号棟1、2（七軒町）旧支庁住宅となります。用途廃止に伴い、神津島村条例第14号の別表（第4条関係）の表中を次のように改めます。

用途廃止の理由ですが、H号棟につきましては、昭和36年に大島支庁神津島出張所の職員住宅として建築されました。その後、平成10年から村へ無償譲渡され村職員住宅として利用していましたが、築62年が経過し、経年劣化による老朽化と塩害による内部鉄筋の剥裂により、壁面の剥離やサッシにおいてもゆがみ等が確認されております。

また、内装においても天井と床のたわみ等が確認されており、大規模改修での躯体の改善が見込めないため、村営住宅の用途を廃止して解体いたします。

会議資料の新旧対照表をご覧ください。

第5条で、別表の8、9番目のH号棟1及び2を削除いたします。

附則。

施行期日。この条例は公布の日から施行し、令和5年10月1日から適用する。

以上、説明を終わります。

○議長（石田隆美智君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑をしてください。

6番、中村君。

○6番（中村親夫君） 七軒町のところの住宅ということですが、昭和36年、今の大島支庁の神津島出張所ですか、この社宅を村のほうで譲渡していただいたということ。もう60年ですか。そうしたらもう相当老朽化して、住宅として職員がそこで環境衛生上も含めてちょっときついのかなど。ですから、これはもうやむを得ないのではないか、かように思います。

○議長（石田隆美智君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（石田隆美智君） 質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

追加日程第1、議案第40号については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたします。

◎議案第41号の上程、説明、質疑、採決

○議長（石田隆美智君）　続きまして、日程第2、議案第41号　令和5年度東京都神津島村一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を、歳入歳出全款にわたり求めます。

企画財政課長、高橋君。

（企画財政課長・説明）

○議長（石田隆美智君）　提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑してください。

3番、清水君。

○3番（清水　勉君）　10ページの委託料なんですけれども、先ほどの課長の説明ですと、コンテナハウスによる住宅ということの説明があったわけなんですけれども、このコンテナハウスは何棟で、1棟当たり、そこまでいっているかどうか分からないんですけれども、大きさ、規模、それが分かりましたらお願いします。

○議長（石田隆美智君）　企画財政課長、高橋君。

○企画財政課長（高橋寛規君）　こちらのコンテナハウスにつきましては、最大事業費を見込んだ設計費となっております。今後、内容調査、精査して事業規模が確定していくという計画でありますが、今、計画上である最大事業費といたしましては、延べ床面積が700平米というところがございます。そのうち、例えば単身にするのか、もしくは世帯用にするのかというのは、今後の職員の欠員状況ですとか、民間住宅の不足している状況を鑑みまして決定させていただきたいと考えております。

○議長（石田隆美智君）　5番、関君。

○5番（関　真樹君）　同じく10ページの件なんですけれども、職員住宅のほうは七軒町地区の解体後にそこにとということによろしいでしょうか。

○議長（石田隆美智君）　企画財政課長、高橋君。

○企画財政課長（高橋寛規君）　ご指摘のとおり解体後建築ということで、次年度以降工事のほうを計画させていただきたいと考えております。

○議長（石田隆美智君）　4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） 同じく職員住宅建築のところなんですけれども、先ほどの課長のコンテナハウスという、どういう住宅なのかがちょっとイメージがつかないんですが、神津島において同じようなコンテナハウスの住宅というのはあるのでしょうか。

○議長（石田隆美智君） 企画財政課長、高橋君。

○企画財政課長（高橋寛規君） 現在、コンテナハウスで建築された住宅は本村にはございません。ただ、イメージといたしましては、都内、本土のほうにおいては、コンテナハウスを活用してレストランをお店として経営するですとか、もちろん住宅としても建築が進んでいるというところもございます。

○議長（石田隆美智君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） コンテナハウスにする理由というのは、やはり塩害とか、あとは資材高騰とか、様々な要因においてコンテナハウスにするということによろしいのでしょうか。

○議長（石田隆美智君） 企画財政課長、高橋君。

○企画財政課長（高橋寛規君） こちらコンテナハウスとさせていただいた理由には幾つかございます。まず1点目として、工事期間が短いということ。そして2点目、通常の建築工事よりも安価で工事費が抑えられること。そして、通常の木造住宅よりも耐用年数が長いこと。これらの要因を鑑みまして、コンテナハウスという考えであります。

○議長（石田隆美智君） 6番、中村君。

○6番（中村親夫君） 同じく10ページで、職員住宅の建築関連ですけれども、少し関連になるかとは思いますが、今、村役場の職員の住宅確保のために苦労しておるんですけれども、やはり村役場の要員確保、人材確保、これがなかなか島内から入所してくれる方が少なく、当然そうすると内地から職員の応募するような形になるかと思えます。そうすると、絶対この職員住宅というのは必要なんです。

現在、村が職員住宅として、例えば村から何軒程度借用をしているのか。そこもなるべく少しずつ解消するため、というのは、地域おこし協力隊も呼ばなきゃいけないような、観光、農業、漁業、それから福祉ですね。そうすると、結構大きな問題だと思うんです、職員住宅が。そこら辺はいかがでしょうか。

○議長（石田隆美智君） 企画財政課長、高橋君。

○企画財政課長（高橋寛規君） ご指摘のとおりでして、住宅を借りたくても借りられないという状況があるのも、村も認識しております。そのような中で、村では民間の住宅を16軒借りております。それでもやはり借りたくても借りられないという島民の方もいらっしゃる、

また、ご指摘のとおり、受け入れたくても受け入れられない、例えば地域おこし協力隊であったりですか、やはり内地の方は職員で採用するにも住宅問題というのもありますので、そういった住宅不足という問題も解消につながるのかなというふうに考えております。

○議長（石田隆美智君） 2番、清水君。

○2番（清水勝彦君） 12ページの委託料と工事請負費でお伺いします。

工事請負費を減額して、その数字がそのまま委託料になっておりますが、その理由を説明してください。

○議長（石田隆美智君） 副村長、桜井君。

○副村長（桜井隆明君） それでは説明いたします。

まずこの農業用水施設改修工事設計業務委託と下の農業用水施設改修工事、これはセットの事業となります、この事業は令和4年度に実施しました焼山地区の農業用水施設機能診断の結果に基づいて、今年度焼山地区の農業用水施設の整備を行う事業になります。3か年度事業で補助基準額が委託費プラス工事費で年2千万円、国と都の75%補助の事業となります。今年度が初年度になります。

今回の補正なんですが、当初予算では今年度施行する部分の設計委託を計上して工事費も計上していたんですが、東京都より今月の初旬に設計審査がありまして、そのときに委託を単年度ではなくて3か年で今年度発注するようにとの指導がありまして、その分2か年分734万8千円の追加を行うものでございます。補助基準額の枠が2千万円ということで、これは変えられないということです、委託費734万8千円を追加した分、工事請負費のほうから同額の734万8千円を減額しております。これによって令和6年度、7年度については工事のみということになり、工事の早期発注も可能となります。

○議長（石田隆美智君） 2番、清水君。

○2番（清水勝彦君） 説明を聞いておりますと、当初の予算を立てたときに、3か年工事で1年に734万8千円を3か年でやるという予算立てをしたんではないのかなと。それが今年度は工事をしないで設計業務委託のほうに同じ金額がいつているわけですね。さっきの説明だとちょっと要領を得ない。それから、なぜこういうものをやるのに先に東京都のほうとの相談はなかったのか。その辺はどうですか。

○議長（石田隆美智君） 副村長、桜井君。

○副村長（桜井隆明君） 東京都のほうの相談はなかったのかということですが、ちょっと遅かったんですけれども、設計審査が今月の初旬ということで遅かったんですけれども、その

ときに、当初は1か年の設計委託を計上してあったんですよね。それを3か年まとめて、その設計審査の中で東京都のほうから指示を受けて、今回、その分の2か年分の委託料の増額を東京都の指導の下に行っております。今年度工事をやらないわけではありません。もともと当初では工事費は1,494万円計上しておりますので、734万8千円を減額した759万2千円の工事は今年度行います。

○議長（石田隆美智君） 7番、鈴木君。

○7番（鈴木国忠君） 13ページと14ページ工事請負費、H号棟の解体工事が700万円計上してありますが、平米当たりどのぐらいするのか。それと、工事の内容について随意契約なのか競争入札なのかを説明願います。

○議長（石田隆美智君） 建設課長、浜川君。

○建設課長（浜川浩一君） 入札につきましては指名委員会のほうで検討して決定したいと思います。あと、平米当たりの取壊し単価ということで、そちらのほうについては調べさせていただきます。

○議長（石田隆美智君） 7番、鈴木君。

○7番（鈴木国忠君） 平米当たりどのぐらいするのかと聞いた意図は、随分解体するのにも費用がかかるものだというのを感じたものですから聞いてみましたので。

○議長（石田隆美智君） 3番、清水君。

○3番（清水 勉君） 先ほどの12ページのところでお聞きしたいんですけれども、副村長の説明ですと補助金が75%あるんだと。なるべく補助金を返還しないでうまく有効活用して事業をやりたいということだと思うんですけれども、同額ということは、工事請負費は1,494万円予算を組んである中で、この額を減額して工事請負費はこの額で足りるということではないと思うんですよね。後にまた委託料のほうから工事請負費に回すということはあるんですか。説明をお願いしたいんですけれども。

○議長（石田隆美智君） 副村長、桜井君。

○副村長（桜井隆明君） 当然、工事請負費を734万8千円減額しますので、当初予定していた工事より、管路の布設工事、当初365メートル予定していたんですが、これが89メートルに減量になります。これについては、令和6年、7年度に今度委託費がなくなりますので、その分、令和6年度、7年度でこの分を増やして施行するという形になると思います。

○議長（石田隆美智君） 3番、清水君。

○3番（清水 勉君） 増やしてということは、工事のほうの中の管がまた増えるという計画

があるかもしれないということで、増えるという今の言い方は、増えるということは、工事が増えたことで、工事請負費が増えるという可能性のことを今副村長が言ったんでしょうか、もう一度説明をお願いしたいんですけども。

○議長（石田隆美智君） 副村長、桜井君。

○副村長（桜井隆明君） この事業の補助基準額の枠が年間2千万円、これは委託費プラス工事請負費で2千万円になります。ですので、この枠の中でしか動けないものですから、委託料が増えると工事費が減って、今年度は委託料を1年だったものを単年度で3か年分設計しますので、その分が734万8千円追加になったんですけども、令和6年度、7年度からはその委託が今年度でやってしまいますので、なくなりますので、工事請負費がその分上がってくるわけですね。トータルでは3か年2千万円ですので6千万円、この枠は増額というか増えることはありません。

○議長（石田隆美智君） 3番、清水君。

○3番（清水 勉君） 分かりました。

○議長（石田隆美智君） 建設課長、浜川君。

○建設課長（浜川浩一君） 先ほどの7番議員さんの質問にご回答させていただきます。

今回の解体についてなんですけれども、職員住宅H号棟と旧支庁の事務所の解体になります。両方合わせて延べ床面積が192平米ほどになります。予算の700万円で割ると、平米当たりの単価が3万6,458円となります。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

追加日程第2、議案第41号については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたします。

◎行政報告に対する質疑

○議長（石田隆美智君）　ここで、行政報告に対する質問等がございましたら質疑してください。

2番、清水君。

○2番（清水勝彦君）　7月24日、東海汽船さるびあ丸の運航に係る協議とありました。これについて簡単に説明してもらえますか。

○議長（石田隆美智君）　村長、前田君。

○村長（前田 弘君）　この24日のさるびあ丸の運航に係る協議でございますが、これは関係市町村のほうに、利島、新島、あと神津島、こちらのほうに何日から運休するとか詳細な説明がない中で東海汽船の発表だったと。このようなことから混乱が起きて、即、この前もお話ししたんですが、副議長のほうからもどうなっているんですかということで、これは私もまだその情報を知らなかった段階で、そこは新島の青沼村長が、今、島嶼町村会の会長をやっているものですから、そちらのほうに打診いたしまして、これはもう一島の問題だけではなくて、島嶼町村会として取り上げていくべきだということで話をし、特に関係する新島、利島、神津島の3名で東海汽船のほうに申入れをして、時間を取ってもらって、島嶼会館の中でどのような状況なのかという説明を受けたこととございます。この中の、さるびあ丸のアジマスシステムというんですけれども、この2基あるスクリューが、1個が故障して国のほうからは使用禁止ということを言われたけれども、この夏の時期に使用禁止になってしまうと各島に対する大変な不便といたしますか、住民が困る、それで観光客も困るというようなことから、この壊れた部分のスクリュー、これを完全にロックして使わないで運航する。それを運航すると半分の速力になってしまうんですね。その半分の速力になったことによって、ほかの島に今までどおり回っていると時間的に運航ができないというようなことから、大島までの許可を取ってそれで運航すると、このようなこととございました。

このことについて、当然本船が来れなくなれば、物産、そのほかの生活物資等にも影響が出るわけで、そこら辺についても確認したところとございます。この生活物資等につきましては、貨物船で支障のないようにやるということで説明を受けたところとございます。

また、大島以降の配船につきましては、もう既に皆さんもご存じのとおりジェットフォイル船、これを配船して臨時便を出して対応すると、このような説明とございました。

この席には東海汽船の社長、事業本部長、管理本部長、船舶部長等の方々が出席して説明されたわけですが、これは船が動かないということは既成の事実とございまして、これについては、もうそういう事故のものだからやむを得ないものとして、ただ情報がない

ちに発表したことで島のほうとしては混乱を受けたと。今後はこのようなことのないようにしてくれと、強く申入れをしたところでございます。

以上です。

○議長（石田隆美智君） 2番、清水君。

○2番（清水勝彦君） 今年の夏の一番の最盛期にそういう事故がありました。もしこれが冬だったら、ジェットフォイルも来ないし、逆の意味でもっと大きな問題になったのかなど。東海汽船は大島から小笠原まで3隻の船で運航しておるんですが、過去に数度、座礁の事故を起こして、そのたびにいろいろやりくりをしている現状、それから、ドックへ入る時だったことで、今、10月9日から21日はドックですけれども、当然、ジェットフォイルを代航すると。すると、波高が高いときは無理だと。運航会社が何も考えていない。3隻で大島から小笠原までの航路を維持することはできないと普通は考えなきゃいけない。かといって、事故が起きるかもしれないから1船余裕に大型船を持っておこうかということもなかなか苦しいですね。だから、前にもありましたけれども、熱海航路の新設、今、神新汽船が補助航路でやっております。今年の夏は活躍しました。でも、あの船では何人も乗せられないわけですよ、定員が。だから当然さるびあ丸の代船にはなり得ない。せめて昔のかめりあ丸程度の船体力のある船を熱海航路も回して4隻大型船の体制をつくれば、事故とかそういうことにも対応できるのかなど。だから、すぐにいってどうこうではなくて、大島から小笠原までの町村長、議長会、そういう、あと東京都も含めて、もちろん東海を含めて困らない体制、1船だけだったらどうにかなるよと、そういう体制をつくっていかないと、毎年これは同じことを起こすのかなど。今、村長にどうこうではありませんが、そういうことをみんなで話し合いをして、どうしたら一番いい解決策ができるのか。これが問題だと思うんですね。解決と言いましたけれども、問題があるから解決するんであって、この問題をどう解決していかうとするのかという姿勢をみんなが持たなきゃいけないと考えます。いかがでしょうか。

○議長（石田隆美智君） 村長、前田君。

○村長（前田 弘君） 確かに今の東海汽船の配船状況を見ますと、大島航路、そして八丈島航路、小笠原航路、本船が3船あるわけでございます。これは今のさるびあ丸ができる前ですが、小笠原のほうのおがさわら丸がこのドックに入るときには、もうその間は就航できる船がなくて、その間、小笠原のほうには、もうこの本船が行ってなかった。このような状況の中で、今度、今のさるびあ丸を新しく造る、まだ出来上がる前です、造る前には、小笠原まで就航できる船にしてくれと、このような要望の中で、現在のさるびあ丸、これが小笠原

まで行けるような仕様になっているという状況です。ですから、島全体で考えると一歩前進したのかなと思っておるところでございます。ただ、今回のように、この夏の時期に、お客さんも多い時期にこのような状態になると、島の経済も立ち行かなくなるというのはもう間違いない事実でございます。当面のこととしまして今後このようなことが起こり得ます。今の橘丸も同じシステムで運航しているということで、同じシステムだったらやはり同じような事故というか故障とか、そのようなことも考えられるのではないかなというふうなことも危惧したわけですが、現在は通常運航されております。

今後また、例えば大島航路が駄目になった場合は、もう臨時的に当面の解決として橘丸を就航させてくれというような申出もしまして、そのようなことも考えていますと、このような回答を得ているところでございます。ただ、またこれは同じように、例えば八丈航路がもし運航できなくなった場合には、このさるびあ丸がまた臨時的に運航するとか、それともおがさわら丸が寄っていくとか、このようなことで対応するようなことに、今の状況ではそのような状況になっていくんだらうと、このように思っています。

では今後そのようなことがもう明らかでありながら対策としては何らか打たないのかというようにご指摘でございますが、やはりご指摘のとおり、これは一町村、そして島嶼だけという問題ではなくて、東京都、そして国を交えてこれは話をしていかなければならない事項でございますので、このことを島嶼町村会のほうに持ち上げて協議していきたいなど、このように思っております。

○議長（石田隆美智君） 5番、関君。

○5番（関 真樹君） 6月9日の東京諸島海域における洋上風力発電のところなんですけれども、これはいきがいで説明会をやった件だと思うんですけども、その後何か進行とか今後の予定とかありましたら教えてください。

○議長（石田隆美智君） 村長、前田君。

○村長（前田 弘君） 確かにこれは説明会を、議員さんには3月29日に議員さんだけの開催をして、また9日には、これはたしか漁業者、議員、そして庁内の課長等に説明しておるところでございます。その後、直接私のほうに電話がありまして、現在国のほうと補助金の件で話を進めていると、このような状況でございました。また新たな進展が今後あった場合にはまた説明いたしますということでございます。一つこれは、向こうの担当の大臣が日本のほうにまで来て一応説明もしていきたいと、このようなことで、これが実現するかどうかは別な、そういうような話もありまして、その際には私にも出席してもらいたいと、このよう

な現況でございます。

○議長（石田隆美智君） 1番、小林君。

○1番（小林正吾郎君） 9月1日だったと思うんですが、環境省によってエコツーリズムが認定されたことによって、詳しい説明と今後どのような動きがあるのか、お伺いします。

○議長（石田隆美智君） 村長、前田君。

○村長（前田 弘君） 9月1日、これは、日程の中では9月30日までということだったんですけども、私が直近のものとして説明いたしました。私と職員ほか4名で直接環境副大臣のほうから、山田環境副大臣でしたが、認定書を受けてきたわけですけども、今までこれの認定をするに当たっては、この協議会を立ち上げて実施しておりまして、この計画書が通った、この通ったことによってこの認定書が下りたという状況でございます。今後またこれらをではどのように活用していくかと。一番活用していく部分としてはやはり観光面とか、というのに一番大きな比重がかかっていくと、このように思っておりますが、詳細についてはまた今後、このようなものを作っていかとかというものが提出、提示できればという、このように考えております。

○議長（石田隆美智君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（石田隆美智君） 質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

◎村長挨拶

○議長（石田隆美智君） ここで、前田村長から発言の申出がありましたので、これを許可します。

村長、前田君。

○村長（前田 弘君） それでは、議長の承諾をいただきまして、一言ご挨拶をさせていただきます。

本定例会に提案されました議案等は、本日追加提案された村営住宅の使用条例の一部改正、そして、令和5年度一般会計補正予算（第4号）、このほかに神津島村教育委員会委員の任命、村道14号線法面の改修に係る請負契約、一般会計補正予算（第3号）のほか、簡易水道等特別会計5件の補正、そして、令和4年度一般会計並びに特別会計5件の決算認定、合計で16件上程、審議されて、全ての議案等を原案のとおり承認、可決していただきました。ありがとうございました。

今回の一般会計補正予算では、特に本日追加提案された一般会計補正予算（第4号）におきまして、看護師等その専門職、そして一般職の職員の確保、これが大変非常に困難な状況になっておるとい状況でございます。どうしても島外からの応募者を募らなければならない、このような状況になっておりました、島外からの希望者を受け入れるために、職員住宅の建設は喫緊の課題であると、このような判断をいたしまして、今回の補正の提案となりました。

また、1923年、これは大正12年10月ですが、神津島村の町村制が施行されて以来、10月、来月、あと3日ですか、10月1日でちょうど100周年を迎えることとなります。この記念式典開催に伴う補正、物価高騰に係る経済対策としてのプレミアム商品券の発行、このプレミアム商品券は3年継続してということになってきます。また、東京都の全面的支援を受けて実施する農業振興や観光振興のほか、神津島の特色ある持続可能な事業、これを目指して、神津島サステナブル事業、これらの補正を組ませていただいたところでございます。

私たちは、引き続き職員、私をはじめ職員一同一丸となって、必要最小限の経費で最大の成果が挙げられるよう、村の行政運営、執行を図ってまいりますので、村民の皆様をはじめ、村議会議員の皆様、各関係機関の皆様にご理解、ご協力を賜りたくお願い申し上げます。

お時間をいただきありがとうございました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（石田隆美智君）　ここでお諮りします。

本定例会の会議に付された案件は全て終了しました。

よって、会議規則第7条の規定により本日で閉会したいと思います、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君）　異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで会議を閉じます。

令和5年第3回定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午前10時15分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 5年11月13日

議 長 石 田 隆 美 智

署 名 議 員 鈴 木 国 忠

署 名 議 員 小 林 正 吾 郎

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

議案等審議結果一覽

議案等審議結果一覧

令和5年第3回定例会

議案番号	件名	議決年月日	審議結果
同意第5号	神津島村教育委員会委員の任命について	5. 9. 6	原案同意
議案第33号	神津島村道路法面改修工事（村道14号線）請負契約	〃	原案可決
議案第34号	令和5年度東京都神津島村一般会計補正予算（第3号）	〃	〃
議案第35号	令和5年度東京都神津島村簡易水道特別会計補正予算（第1号）	〃	〃
議案第36号	令和5年度東京都神津島村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	〃	〃
議案第37号	令和5年度東京都神津島村農業集落排水特別会計補正予算（第1号）	〃	〃
議案第38号	令和5年度東京都神津島村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	〃	〃
議案第39号	令和5年度東京都神津島村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	〃	〃
認定第1号	令和4年度東京都神津島村一般会計歳入歳出決算の認定	5. 9. 7	原案認定
認定第2号	令和4年度東京都神津島村簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定	〃	〃
認定第3号	令和4年度東京都神津島村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定	〃	〃

議案番号	件名	議決年月日	審議結果
認定第 4号	令和4年度東京都神津島村農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定	5. 9. 7	原案認定
認定第 5号	令和4年度東京都神津島村介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定	〃	〃
認定第 6号	令和4年度東京都神津島村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定	〃	〃
議案第40号	神津島村営住宅使用条例の一部を改正する条例	5. 9. 28	原案可決
議案第41号	令和5年度東京都神津島村一般会計補正予算(第4号)	〃	〃